

2025年度

団体総合補償プラン

さまざまな危険からあなたを守ります!!

1

ファミリー傷害プラン
(傷害総合保険)

P.03

2

パーソナル傷害プラン
(アクティブタイプ)
(傷害総合保険)

P.05

3

パーソナル傷害プラン
(1,000円オールリスクタイプ)
(傷害総合保険)

P.10

4

交通傷害プラン
(800円タイプ)
(傷害総合保険)

P.11

5

交通傷害+賠償プラン
(300円タイプ)
(傷害総合保険)

P.12

6

療養プラン
(所得補償保険)

P.13

7

ゴルファープラン
(傷害総合保険セット型ゴルファー保険)

P.15

とっても
お得!!

団体割引
15%適用

ゴルファー保険は
団体割引
20%適用

保険契約者

日本曹達株式会社

保険期間

2025年7月25日午後4時～2026年7月25日午後4時まで

募集期間

2025年6月9日～2025年6月25日

取扱代理店

三和倉庫株式会社 保険営業本部

※前年と同等タイプで継続される場合は加入申込書の提出は不要です(自動継続方式)

日本曹達
団体補償プランなら、
あなたに
ぴったりのタイプが
見つかります。

保 険 プ ラ ン	補 償 内 容 日常生活によるけが 日常生活によるケガを補償				
	死亡・後遺障害	入院	通院	手術	
	○	○	○	○	1 ファミリー傷害プランA・B型
	—	—	—	—	1 ファミリー傷害プランC・E型
	○	○	○	○	2 パーソナル傷害プラン(アクティブタイプ)
	○	○	○	○	3 パーソナル傷害プラン(1,000円タイプ)
	—	—	—	—	4 交通傷害プラン(800円タイプ)
	—	—	—	—	5 交通傷害プラン(300円タイプ)
	—	—	—	—	6 療養プラン
	○	—	—	—	7 ゴルファープラン

○ 補償されます。 △ タイプにより補償されます。 — 補償されません。

年代別おすすめプラン

20代・30代独身の方	パーソナル傷害プラン (アクティブタイプ)	+	療養プラン (本人)
30代・40代ご結婚されている方	ファミリー傷害プランA型	+	療養プラン (本人・奥様)
10代のお子様向け	パーソナル傷害プラン(1,000円タイプ)		

補 償 内 容 交通事故によるけが 交通事故によるケガを補償					賠償責任	弁護士費用	所得補償	携行品	ゴルフ用品	ホールインワン・ アルバトロス費用
 (注)2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。					個人賠償責任	弁護士費用総合補償	入院し就業不能となった… ケガや病気などで 働けない間の所得を補償	旅行中のカメラの破損 外出時の所持品などの 損害を補償	練習中にゴルフクラブを 折ってしまった、などの ゴルフ用品の損害を補償	ホールインワンを達成 記念品や祝賀会などの 費用を補償
死亡・後遺障害	入院	通院	手術		○	—	—	—	—	—
○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—
○	○	○	○	○	○	—	—	—	—	—
○	○	○	○	○	○	△	—	○	○	—
○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
○	○	○	○	○	—	—	—	—	—	—
○	—	—	—	—	○	—	—	—	—	—
—	—	—	—	—	—	—	○	—	—	—
○	—	—	—	—	○	—	—	—	○	△

※ゴルフ場内・ゴルフの練習・競技または指導中に生じた事故に限ります。ゴルフ場、ゴルフ場構内の定義については、あらましの用語のご説明をご参照ください。

商品改定案内

■傷害総合保険にご加入の皆さまへ

2025年1月1日以降に保険期間が開始するご契約について、個人賠償責任補償特約の補償内容の改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。

■ゴルファー保険の保険料が改定になりました。

2025年1月1日以降に保険始期が開始するご契約について、料率改定を行っています。更新に際し、改定後の内容にてご案内しますので、必ず本パンフレットをご確認ください。



1

ファミリー傷害プラン

〔賠償責任つき〕

保険金のお支払方法等重要な事項は、「傷害総合保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

ファミリー傷害プラン A型・B型〔普通傷害プラン・交通傷害プランセット〕

保険の特長

国内・海外を問わず急激かつ偶然な外来の事故によるほとんどのケガを、家族ぐるみでワイドに補償

日常生活で生じた偶然な事故により、他人の財物を壊してしまったり他人にケガを負わせてしまったために負担する法律上の賠償責任をカバーします。

1 工作中的ケガ

2 日常生活でのケガ

3 スポーツ、旅行中のケガ

P.04の4～5補償

工作中的ケガ

棚からの落下物でケガ

ヤケド

転倒、落下のケガ

旅行中のケガ

スポーツ中のケガ

(交通傷害型)

加入タイプ別の保険金額と保険料

日常生活補償タイプ A型・B型			(団体割引15%、保険期間1年、交通傷害危険のみ補償特約セット)							
			A型(注1)		A1型(注1)(注2)		B型(注1)		B1型(注1)(注2)	
			A	A2	A1	A3	B	B2	B1	B3
補償内容			日常生活補償	交通事故のみ	日常生活補償	交通事故のみ	日常生活補償	交通事故のみ	日常生活補償	交通事故のみ
死亡・後遺障害	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じたとき	本人	444万円	444万円	444万円	444万円	353万円	353万円	353万円	353万円
		配偶者	280万円	280万円	280万円	280万円	195万円	195万円	195万円	195万円
		その他親族	150万円	150万円	150万円	150万円	91万円	91万円	91万円	91万円
入院保険金日額	事故により入院したとき(1,000日限度)	本人	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円	4,500円
		配偶者	4,000円	4,000円	4,000円	4,000円	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円
		その他親族	3,500円	3,500円	3,500円	3,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
手術保険金	事故によるケガのため、公的医療保険制度の対象である手術または先進医療に該当する手術を受けたとき(1事故につき1回の手術のみ)		入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍							
通院保険金日額	事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院したとき(90日限度)	本人	3,000円	3,000円	3,000円	3,000円	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円
		配偶者	2,500円	2,500円	2,500円	2,500円	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円
		その他親族	2,000円	2,000円	2,000円	2,000円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
個人賠償責任	偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負ったとき		1億円		1億円		1億円		1億円	
天災危険補償特約			なし		あり		なし		あり	
月払保険料			5,630円		6,170円		4,470円		4,930円	

(注1) このタイプは、日常生活補償と交通事故のみ補償のセットプランになります。交通事故によるケガの場合は、日常生活補償と交通事故のみを合わせた保険金額をお支払いします。
※A2、A3、B2、B3は交通傷害危険のみ補償特約セット
(注2) このタイプは、天災危険補償特約がセットされています。
★「その他の親族」とは ①本人またはその配偶者の同居の親族 ②本人またはその配偶者の別居の未婚の子
※親族とは、本人またはその配偶者の6親等内の血族および3親等内の姻族をいいます。
※別居の未婚の子とは、親から仕送りを受けている子などをいいます。
例えば、別居している学生など。

※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の「原因となった事故発生の時におけるものをいいます。
※個人賠償責任の被保険者は、①本人 ②本人の配偶者 ③本人またはその配偶者の同居の親族 ④本人またはその配偶者の別居の未婚の子 ⑤本人が未成年または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方(本人の親族にかぎります。)。ただし、本人に関する事故にかぎります。
⑥②から④までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方(その責任無能力者の親族にかぎります。)。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎります。

ファミリー傷害プラン C型・E型〔交通傷害プラン〕

保険の特長

国内・海外を問わず交通事故によるケガを家族ぐるみでワイドに補償

日常生活で生じた偶然な事故により、他人の財物を壊してしまったり他人にケガを負わせてしまったために負担する法律上の賠償責任をカバーします。

「交通事故」とは
次のような事故によりケガをされた場合は、保険金をお支払いします。

① 交通乗用具(自動車、自転車、航空機、船舶等)との接触、衝突の交通事故
② 交通乗用具に搭乗中の事故
③ 駅の改札口に入ってから改札口を出るまでの間における事故
④ 交通乗用具の火災 など

4 交通事故のケガ

5 個人賠償責任(国内外補償)

車にはねられケガ

駅の改札口を入れてから改札口を出るまでの間のケガ

買物中商品が破損

その他
飼い犬が他人に噛みついて他人にケガを負わせた など

(注) 日本国内で発生した賠償事故については、示談交渉サービス*がご利用になります。
※示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです(日本国内で発生した賠償事故にかぎります)。

加入タイプ別の保険金額と保険料

交通事故のみ補償タイプ C型・E型			(団体割引15%、保険期間1年、交通傷害危険のみ補償特約セット)			
			C型	C1型(注2)	E型	E1型(注2)
補償内容			交通事故のみ	交通事故のみ	交通事故のみ	交通事故のみ
死亡・後遺障害	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じたとき	本人	1,550万円	1,550万円	1,040万円	1,040万円
		配偶者	900万円	900万円	600万円	600万円
		その他親族	700万円	700万円	430万円	430万円
入院保険金日額	事故により入院したとき(1,000日限度)	本人	11,000円	11,000円	8,800円	8,800円
		配偶者	10,000円	10,000円	5,800円	5,800円
		その他親族	7,000円	7,000円	5,000円	5,000円
手術保険金	事故によるケガのため、公的医療保険制度の対象である手術または先進医療に該当する手術を受けたとき(1事故につき1回の手術のみ)		入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍			
通院保険金日額	事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院したとき(90日限度)	本人	9,000円	9,000円	5,500円	5,500円
		配偶者	5,000円	5,000円	3,500円	3,500円
		その他親族	3,000円	3,000円	2,000円	2,000円
個人賠償責任	偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負ったとき		1億円	1億円	1億円	1億円
天災危険補償特約			なし	あり	なし	あり
月払保険料			3,290円	4,120円	2,200円	2,780円

(注2) このタイプは、天災危険補償特約がセットされています。

2 パーソナル傷害プラン

〔アクティブタイプ〕〔普通傷害プラン〕

【傷害総合保険】保険金のお支払方法等重要な事項は、「傷害総合保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険の特長

- 日常生活でのご自身のケガはもちろん、損害賠償責任を負った場合やお出かけの時の身の回り品の損害も補償します。
- スポーツや旅行をよくされる方におすすめします！

こんな事故の場合補償します。

傷害

国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故による日常生活でのケガを補償します。



車にはねられケガ



旅行中のケガ



料理中のヤケド



仕事中のケガ



スポーツ中のケガ

携行品損害

外出中の偶然な事故により、被保険者（補償の対象となる方）が携行している被保険者所有の身の回り品に損害が生じた場合に保険金をお支払いします。免責金額（自己負担額）は1事故につき3,000円です。



ハンドバックを盗まれた



飲み物のグラスを倒して洋服が汚れた



スノーボードが破損



カメラを落として壊れた

個人賠償責任（日本国内・国外対象）

日常生活で生じた偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。免責金額（自己負担金）はありません。



自転車で他人にケガをさせた



子供が野球をしていて他人の家の窓ガラスを割った



買物中、売場の商品を壊した



飼い犬が他人に噛み付いた

（注）日本国内で発生した賠償事故については、示談交渉サービス*がご利用になります。

*示談交渉サービスとは引受保険会社が引受保険会社の費用により、被保険者のために、折衝、示談または調停もしくは訴訟の手続きを行うサービスです（日本国内で発生した賠償事故にかぎります）。

加入タイプ別の保険金額と保険料

特定感染症になった場合、補償がされる「特定感染症危険補償特約」のセットをおすすめします！（団体割引15%、保険期間1年）

補償内容			AK1型	AK2型	AK3型	AK4型	AK5型	AK6型
日常生活補償			日常生活補償	日常生活補償	日常生活補償	日常生活補償	日常生活補償	日常生活補償
死亡・後遺障害	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じたとき	本人	300万円	300万円	650万円	650万円	300万円	300万円
入院保険金日額	事故により入院したとき（1,000日限度）	本人	4,200円	4,200円	9,330円	9,330円	4,200円	4,200円
手術保険金	事故によるケガのため、公的医療保険制度の対象である手術または先進医療に該当する手術を受けたとき（1事故につき1回の手術のみ）	本人	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍					
通院保険金日額	事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院したとき（90日限度）	本人	3,500円	3,500円	7,000円	7,000円	3,500円	3,500円
個人賠償責任	偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負ったとき		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
携行品損害（自己負担3,000円）			10万円	10万円	20万円	20万円	10万円	10万円
天災危険補償特約			なし	あり	なし	あり	なし	あり
特定感染症危険補償特約			なし	なし	なし	なし	あり	あり
月払保険料			1,830円	1,930円	3,590円	3,790円	1,960円	2,070円

2

アクティブ
タイプ
特約

弁護のちから

〔弁護士費用の補償〕

弁護士費用補償

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者



被保険者
ご本人



お子さま

次の①～③の法的トラブルについては、被保険者ご本人だけでなく、お子さま^{（※1）}が遭遇されたトラブルに対しても対象となります。

①人格権侵害^{（※2）}

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- 昔の交際相手からストーカー行為をされている。
- ソーシャルネットワーキングサービス（SNS）上でいじめもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 電車で痴漢被害を受けた。



②被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- インターネット通販の会社から、本物といつわられて、偽物のブランド品を売りつけられた。



③借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。



トラブルの当事者



被保険者
ご本人

次の④～⑤の法的トラブルについては、**被保険者ご本人に関わる調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。**

④遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。



⑤離婚調停^{（※3）}

初年度契約は、保険開始91日から補償対象となります。

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。



⚠ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、**被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象**となります。

❌ 下記のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 顧客や取引先等から被った職務遂行上の精神的苦痛に関するトラブル など

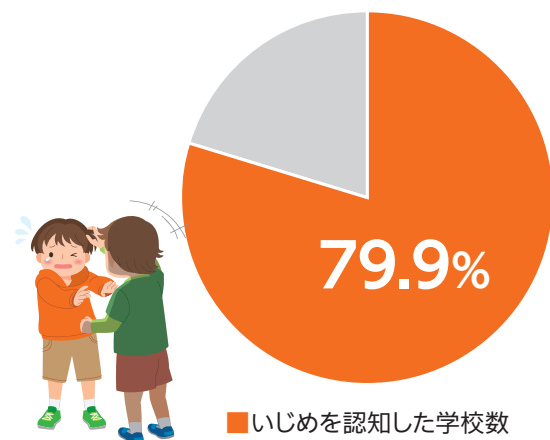
（※1）被保険者が親権を有する未成年の子が対象となります。
（※2）人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。
（※3）離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

補償内容（保険金の種類）		OP型
弁護士費用補償	弁護士費用（自己負担割合10%）	通算 100万円 限度
	法律相談・書類作成費用（自己負担額1,000円）	通算 5万円 限度
団体割引：15% 月払保険料		580円

あなたの日常にも潜んでいます！ 現代社会を取り巻くさまざまなトラブル

こどものいじめ

いじめを認知した学校数の割合



出典：令和3年文部科学省初等中等教育局児童生徒課
「児童生徒の問題行動・不登校等生徒指導上の諸課題に関する調査」

こどもがいじめにあい、
登校拒否の状態になった

相手方の対応が悪く、
誠実な対応を
してくれない

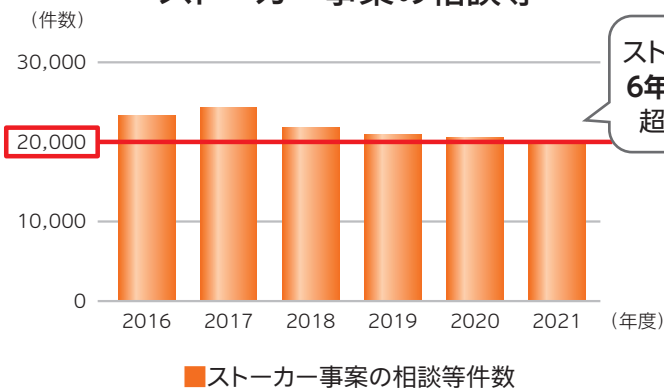
相手の親と
うまく話せるか
不安…



もし私たちのちからになってくれるものがあったら…

ストーカー被害

ストーカー事案の相談等



出典：警察庁生活安全局生活安全企画課・刑事局捜査第一課
「令和3年におけるストーカー事案及び配偶者からの暴力事案等への
対応状況について」

昔の交際相手から
ストーカー行為をされている



自分だけで
相手を前にして
話すのはこわい…

どうしたらいいかわからず
パニックになってしまいそう

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償^(※)

① 弁護士費用保険金

弁護士等へのトラブル解決の
委任を行うときに負担した
弁護士費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)
通算 **100万円 限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士
等への委任にかかった費用 × (100% - 自己負担割合 10%)

② 法律相談・書類作成費用保険金

弁護士等および行政書士へ法律
相談・書類作成の依頼を行うとき
に負担した法律相談・書類作成
費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)
通算 **5万円 限度**

■お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する
法律相談・書類作成にかかった費用 - 自己負担額
(免責金額) **1,000円**

(※) 日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。

⚠ いずれの保険金も、弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼の前に、損保ジャパンの事前の同意が必要となります。

お支払事例①(人格権侵害に関するトラブル)

昔の交際相手にストーカー被害を受けている。自分だけで対応するのはこわいので、弁護士に間に入ってもらい交渉を行った。2回の話し合いの末、本当に嫌がっていることを相手が理解し、今後は付きまとわないと約束をしてくれたため、合意書面を作成した。

弁護士等への委任にかかった費用 **40万円**
着手金 15万円、報酬金 25万円

法律相談・書類作成に
かかった費用 **1万円**

弁護士費用保険金のお支払い額
40万円 × (100% - 10% (自己負担割合)) = **36万円**

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
1万円 - 1,000円 (自己負担額) = **9,000円**

合計 36万9,000円をお支払い

お支払事例②(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

弁護士等への委任にかかった費用 **50万円**
着手金 15万円、報酬金 35万円

法律相談・書類作成に
かかった費用 **1万円**

弁護士費用保険金のお支払い額
50万円 × (100% - 10% (自己負担割合)) = **45万円**

法律相談・書類作成費用保険金のお支払い額
1万円 - 1,000円 (自己負担額) = **9,000円**

合計 45万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいらなくても安心!「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、担当の損保ジャパン保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパンが、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

「被害事故・嫌がらせ相談窓口」

被害事故または人格権侵害への対応が必要な際に、お電話でご相談いただくことができるサービスです。警察OB・OG等トラブル対応の専門コンサルタントが、対応等についてアドバイスさせていただきます。「弁護のちから」の保険金請求対象の確認や弁護士委任のご相談は対象外となりますので、事故サポートセンターへのご連絡をお願いします。

(注1) 本サービスは損保ジャパンの提携業者がご提供します。

(注2) ご相談の際には、お名前、ご加入者番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。

(注3) ご利用は日本国内からにかぎります。

(注4) 本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。

(注5) 「弁護のちから」の保険金をお支払いする事由が発生した場合は、下記事故サポートセンターまたは取扱代理店までご連絡ください。
事故サポートセンター：【受付時間】24時間365日 0120-727-110

(注) 保険金のお支払い方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。

他にも

SNSによる誹謗中傷

インターネット通販詐欺

通り魔被害

痴漢被害

など

弁護のちから〔弁護士費用の補償〕

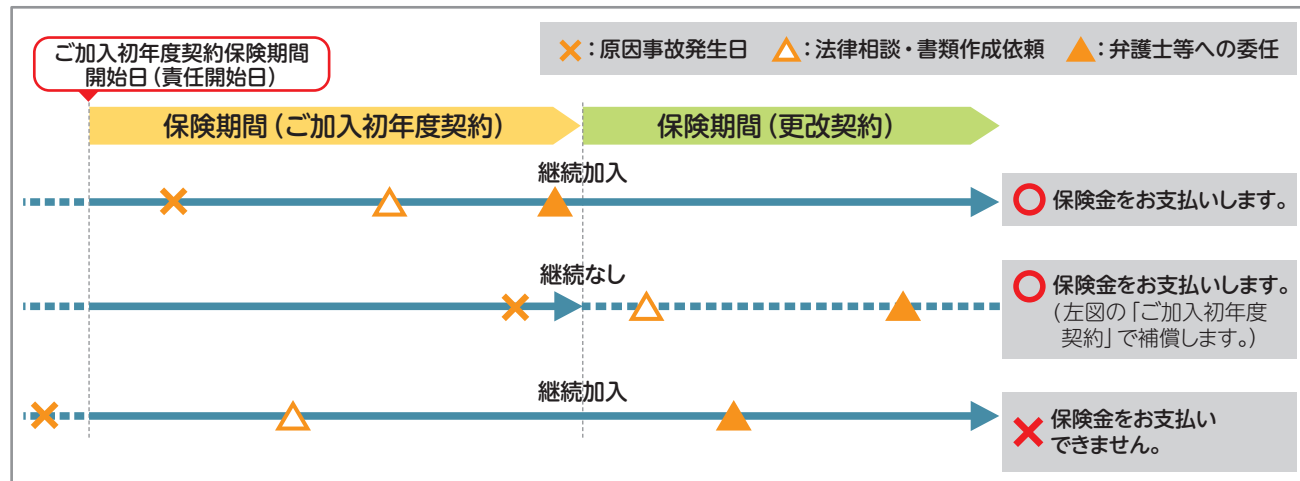
プラン選択時にご注意いただきたいこと

- 弁護士費用補償においては、加入者ご本人のみご加入いただいた場合、配偶者の方が被った法的トラブルは、補償の対象となりません。配偶者の方の補償もご希望の場合は、別途ご加入いただく必要があります（配偶者の方以外の同居のご親族の方等もご加入いただけます。）。

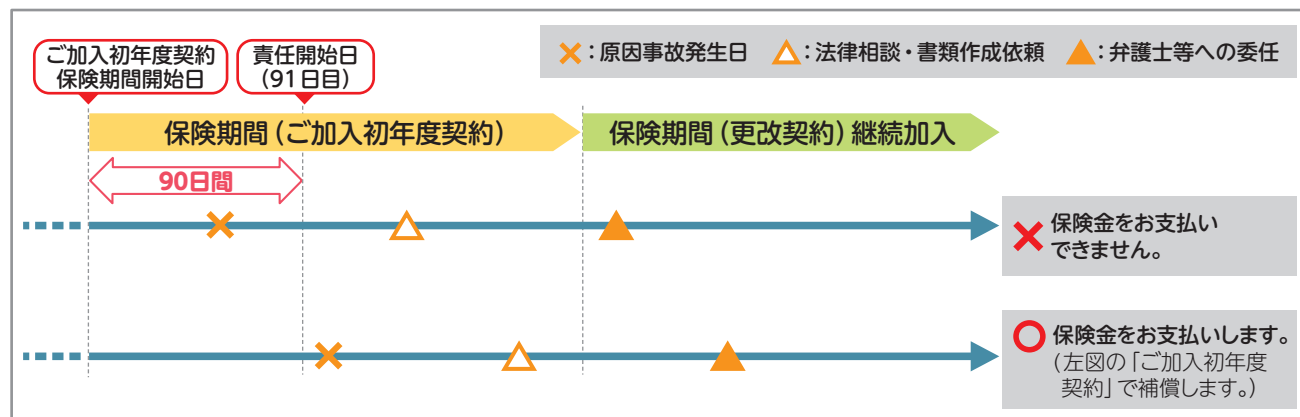
弁護士費用補償に関する保険責任について

- 保険期間中に原因事故が発生した場合に、保険金をお支払いします。
- 保険責任は保険期間開始日の午後4時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、保険金請求権者が原因事故の発生するおそれを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
- 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。

【保険責任の開始（原因事故発生日と保険期間との関係）（イメージ図）】



【「離婚調停に関するトラブル」の場合の保険責任の開始（イメージ図）】



（注）「離婚調停に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります（責任開始日）。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたトラブルについては、保険金をお支払いできません。

③ パーソナル傷害プラン 〔1,000円オールリスクタイプ〕〔普通傷害プラン〕

保険金のお支払方法等重要な事項は、「傷害総合保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険の特長

1日わずか約33円でほとんどのケガをワイドに補償！（1口の場合）

こんな事故の場合補償します。

国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをワイドに補償します。



車にはねられケガ



自転車で転倒しケガ
（注）2023年4月1日よりヘルメットの着用が努力義務となりました。



駅の改札口を入ってから改札口を出るまでの間のケガ



建物などの火災でケガ



車が衝突してケガ



仕事中のケガ



スポーツ中のケガ



料理中のヤケド



旅行中のケガ



通行中にガス爆発



学校でケガ



ハイキングでケガ

加入タイプ別の保険金額と保険料

			（団体割引15%、保険期間1年）	
補償内容			G型	G1型 ^{（注）}
死亡・後遺障害	事故の発生日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じたとき	本人	100万円	100万円
入院保険金日額	事故により入院したとき（1,000日限度）	本人	3,100円	3,100円
手術保険金	事故によるケガのため、公的医療保険制度の対象である手術または先進医療に該当する手術を受けたとき（1事故につき1回の手術のみ）	本人	入院中の手術：入院保険金日額の10倍 外来の手術：入院保険金日額の5倍	
通院保険金日額	事故の発生日からその日を含めて1,000日以内に通院したとき（90日限度）	本人	2,400円	2,400円
天災危険補償特約			なし	あり
月払保険料			1口：1,000円*	1口：1,040円*

オプション		OP型
個人賠償責任	偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負ったとき	1億円
月払保険料		150円

（注）このタイプは、天災危険補償特約がセットされています。
（※）加入口数は3口限度

4

交通傷害プラン

[800円タイプ]

ご家族の方も
加入できます

加入申込書の被
保険者名欄にお名前
をご記入ください。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「傷害総合保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険の特長

1日わずか約27円で交通事故によるケガをビッグに補償! (1口の場合)

こんな事故の場合補償します。

国内・国外を問わず、急激かつ偶然な外来の事故によるケガをワイドに補償します。

「交通事故」とは
次のような事故によりケガをされた場合は、
保険金をお支払いします。

- ① 交通乗用具(自動車、自転車、航空機、船舶等)との接触、衝突の交通事故

② 交通乗用具に搭乗中の事故

③ 駅の改札口に入ってから改札口を出るまでの間における事故

④ 交通乗用具の火災
- など



車にはねられ
ケガ



自転車で転倒し
ケガ
(※2023年4月1日
よりヘルメットの
着用が努力義務
となりました。)



駅の改札口を
入ってから改札
口を出るまでの
間のケガ

加入タイプ別の保険金額と保険料

(団体割引15%、保険期間1年、交通傷害危険のみ補償特約セット)

補償内容			H型	H1型(注)
交通事故のみ補償			交通事故のみ補償	交通事故のみ補償
死亡・後遺障害	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じたとき	本人	600万円	600万円
入院保険金日額	事故により入院したとき(1,000日限度)	本人	6,000円	6,000円
手術保険金	事故によるケガのため、公的医療保険制度の対象である手術または先進医療に該当する手術を受けたとき(1事故につき1回の手術のみ)	本人	入院中の手術:入院保険金日額の10倍 外来の手術:入院保険金日額の5倍	
通院保険金日額	事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内に通院したとき(90日限度)	本人	4,000円	4,000円
天災危険補償特約			なし	あり
月払保険料			1口: 800円*	1口: 940円*

(注) このタイプは、天災危険補償特約がセットされています。
(※) 加入口数は2口限度

オプション

補償内容		OP型
個人賠償責任	偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負ったとき	1億円
月払保険料		150円

5

交通傷害+賠償プラン

[300円タイプ]

ご家族の方も
加入できます

加入申込書の被
保険者名欄にお名前
をご記入ください。

保険金のお支払方法等重要な事項は、「傷害総合保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

保険の特長

1日わずか約10円で自転車事故などの日常生活における死亡・後遺障害や損害賠償リスクを補償
(安心の日本国内示談交渉サービス付!)

こんな事故の場合補償します。

国内・国外を問わず、交通事故による死亡・後遺障害を補償します。また、日常生活において、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したり、誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等を運行不能にさせたこと等によって、法律上の損害賠償責任を負った場合に保険金をお支払いします。

「交通事故」とは
次のような事故によりケガをされた場合は、
保険金をお支払いします。

- ① 交通乗用具(自動車、自転車、航空機、船舶等)との接触、衝突の交通事故

② 交通乗用具に搭乗中の事故

③ 駅の改札口に入ってから改札口を出るまでの間における事故

④ 交通乗用具の火災
- など



車にはねられ
ケガ



自転車で転倒し
ケガ
(※2023年4月1日
よりヘルメットの
着用が努力義務
となりました。)



駅の改札口を
入ってから改札
口を出るまでの
間のケガ

個人賠償責任(国内外補償)

示談交渉サービス付* (国内で発生した事故のみ)



自転車で
第三者にケガ

その他
買物中商品を破損させた。
飼い犬が他人に噛みついて
他人にケガを負わせた
など

※示談交渉サービスの
詳しい内容につきま
しては、P.23をご覧
ください。

加入タイプ別の保険金額と保険料

(団体割引15%、保険期間1年、交通傷害危険のみ補償特約セット)

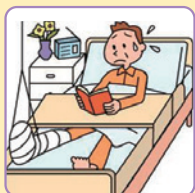
補償内容			J型	J1型(注)
交通事故のみ補償			交通事故のみ補償	交通事故のみ補償
死亡・後遺障害	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡または後遺障害が生じたとき	本人	480万円	480万円
個人賠償責任	偶然な事故により法律上の損害賠償責任を負ったとき		1億円	1億円
天災危険補償特約			なし	あり
月払保険料			300円	380円

(注) このタイプは、天災危険補償特約がセットされています。

社員本人プラン

保険の特長

- 1 病気・ケガで7日を超えて入院、医師の指示による自宅療養中の月々の所得を補償します。



- 入院、医師の指示による自宅療養のため、業務にまったく従事できない場合の所得を補償します。
- 所得とは、勤労によって得られる所得をいいます（利息収入等は含まれません。）。

- 2 世界中・24時間 いつでも補償します。



- 業務中・業務外、国内・国外、病気・ケガを問わず就業不能になった場合に補償します。

- 3 さらに、1年間無事故なら、保険料の20%を返れいします。（中途脱退の場合、返れい金はありません。）



毎月の保険料

（団体割引15%適用、支払対象外期間7日、対象期間1年）

職業級別1級			職業級別2級			職業級別3級		
満年齢	I型 1か月 10万円あたり 月額保険料	I1型 1か月 10万円あたり 月額保険料 ^(注1)	満年齢	I2型 1か月 10万円あたり 月額保険料	I12型 1か月 10万円あたり 月額保険料 ^(注1)	満年齢	I3型 1か月 10万円あたり 月額保険料	I13型 1か月 10万円あたり 月額保険料 ^(注1)
15～19歳	550円	560円	15～19歳	630円	640円	15～19歳	740円	760円
20～24歳	790円	810円	20～24歳	910円	930円	20～24歳	1,080円	1,100円
25～29歳	900円	910円	25～29歳	1,030円	1,050円	25～29歳	1,210円	1,230円
30～34歳	1,110円	1,130円	30～34歳	1,270円	1,300円	30～34歳	1,500円	1,530円
35～39歳	1,380円	1,410円	35～39歳	1,590円	1,620円	35～39歳	1,860円	1,900円
40～44歳	1,720円	1,760円	40～44歳	1,980円	2,020円	40～44歳	2,320円	2,370円
45～49歳	2,060円	2,100円	45～49歳	2,370円	2,420円	45～49歳	2,770円	2,830円
50～54歳	2,380円	2,430円	50～54歳	2,740円	2,800円	50～54歳	3,220円	3,280円
55～59歳	2,550円	2,600円	55～59歳	2,930円	2,990円	55～59歳	3,440円	3,500円
60～64歳	2,680円	2,730円	60～64歳	3,090円	3,150円	60～64歳	3,620円	3,690円
65～69歳	2,680円	2,730円	65～69歳	3,090円	3,150円	65～69歳	3,620円	3,690円

（注1）天災危険補償特約セットとなります。（注2）保険始期時点の年齢でご加入ください。

ご注意

- 保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 所得補償保険金額は、ご加入直前12か月の平均月額所得額（ボーナスを含みます。）の50%以下で、公的医療保険制度からの給付額等も考慮してお決めください。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（2025年3月現在）

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

奥さま（専業主婦）プラン

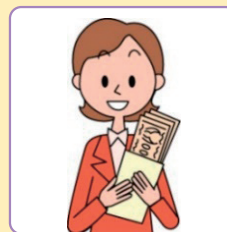
保険の特長

- 1 病気・ケガで継続して7日超入院された場合補償します。



- 入院のため、家事にまったく従事できない場合の所得を補償します。

- 2 さらに、1年間無事故なら、保険料の20%を返れいします。（中途脱退の場合、返れい金はありません。）



毎月の保険料

（職業級別1級、団体割引15%適用、支払対象外期間7日、対象期間1年）

満年齢	Q型 1か月10万円あたり 月額保険料	Q1型 1か月10万円あたり 月額保険料 ^(注1)
16～19歳	350円	360円
20～24歳	510円	520円
25～29歳	570円	590円
30～34歳	710円	720円
35～39歳	880円	900円
40～44歳	1,100円	1,120円
45～49歳	1,320円	1,340円
50～54歳	1,530円	1,560円
55～59歳	1,630円	1,660円
60～64歳	1,720円	1,750円
65～69歳	1,720円	1,750円

（注1）天災危険補償特約セットとなります。

（注2）保険始期時点の年齢でご加入ください。

ご注意

- 加入できるのは、奥さま（専業主婦、配偶者控除の対象者となる方）のみです。
- 加入できる口数は1口のみです。

- 保険料は、保険始期日（中途加入の場合は、中途加入日）時点の満年齢によります。
- ご契約更新時は、更新後の保険始期日時点での満年齢による保険料となります。年齢区分が変更になると、保険料が変更になります。
- 本保険は介護医療保険料控除の対象となります。（2025年3月現在）

告知の大切さについてのご説明

- 告知書はお客さま（保険の対象となる方）ご自身がありのままをご記入ください。
- ※口頭でお話し、または資料提示されただけでは告知していただいたことにはなりません。
- 告知の内容が正しくないと、ご契約の全部または一部が解除になり保険金がお受け取りいただけない場合があります。
- ※「ご加入に際して、特にご注意くださいこと（注意喚起情報のご説明）」を必ずお読みください。

7

ゴルフアープラン

傷害総合保険
+ ゴルファー保険

保険金のお支払方法等重要な事項は、「傷害総合保険」および「ゴルファー保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご参照ください。

ゴルフアープランは、次の4つの種類の 事故または費用を補償するプランです。

保険の特長



ゴルフ中の賠償事故

第三者への賠償責任(ゴルファー保険)

国内外対象

ゴルフの練習・競技・指導中に発生した偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊した場合等の法律上の損害賠償金や万一訴訟になった場合の費用をお支払いします。

賠償責任は、法律上の賠償責任を負担することによる損害が支払の対象であり、賠償責任のない場合の見舞金等はお支払いの対象となりません。また、お支払いする保険金は適用される法律の規定や被害者の損害の額、および過失割合などにより決定されます。



ゴルフ中にケガ

ゴルファー自身への傷害

1 ゴルフ中の傷害(ゴルファー保険)

ゴルフ場敷地内での練習・競技・指導中とそれに付随する行為中(更衣、休憩、食事、入浴など)に急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がおケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

- ①死亡保険金: 事故の発生日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合に保険金額の全額
- ②後遺障害: 事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合に保険金約款に定める障害の程度に応じ、保険金額の4%~100%ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。
- ③入院保険金: 入院された場合、その入院日数1日につき保険金額の1.5/1,000にあたる金額をお支払いします。(ただし、事故の発生日からその日を含めて180日限度)。
- ④通院保険金: 通院され、医師の治療を受けたとき、その通院日数1日につき保険金額の1/1,000にあたる金額をお支払いします。(ただし、事故の発生日からその日を含めて180日までの通院で通算90日限度)。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。

2 日常生活での死亡・後遺障害(傷害総合保険)

傷害事故(急激かつ偶然な外来の事故によるケガをいいます。)がもとで死亡されたり後遺障害を被られた場合にお支払いします。

- ①死亡保険金: 事故の発生日からその日を含めて180日以内に亡くなった場合に保険金額(100万円)の全額
- ②後遺障害保険金: 事故の発生日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、後遺障害はその程度に応じて保険金額(100万円)の4%~100%ただし、お支払いする後遺障害の保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。



ゴルフクラブの破損

ゴルフ用品の損害(ゴルファー保険)

ゴルフ場敷地内で生じたゴルフ用品に生じた次の損害を保険金額を限度にお支払いします。

- ①ゴルフ用品の盗難(ただしゴルフボールの盗難は他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎります。)
- ②ゴルフクラブの破損・曲損(ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損はお支払いの対象とはなりません。)

※保険金は、保険金額を限度として時価額(同等なものを新たに購入するのに必要な金額から、使用や経過年数に応じた消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額)をお支払いします。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。



ホールインワンを達成し、記念品を配布した

ホールインワン・アルバトロス費用(ゴルファー保険)

国内の9ホール以上を有するゴルフ場において、ゴルフプレー中にホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合に、慣習として負担する次の費用を保険金額を限度にお支払いします。

- ①贈呈用記念品購入費用(ただし、現金、商品券等は除きます。)
- ②祝賀会費用
- ③ゴルフ場に対する記念植樹費用
- ④同伴キャディに対する祝儀
- ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用。ただし、保険金額の10%を限度とします。

夢のホールインワンから
プレー中の思わぬ事故まで
ワイドに補償します!

補償内容・保険金額・保険料

(保険期間1年、ゴルファー保険: 団体割引20% 傷害総合保険: 団体割引15%)						
補償内容/加入コース		1 型	2 型	3 型	4 型	5 型
たまに行きますコース		たまに行きますコース	そこそこ行きますコース	月イチ行きますコース	こだわりコース I	こだわりコース II
ゴルフ中の賠償責任		1億円	1億円	1億円	1億円	1億円
ゴルファー自身の傷害	死亡 ^(注1)	250万円	250万円	250万円	250万円	250万円
	後遺障害 ^(注1)	上記金額の4%~100%	上記金額の4%~100%	上記金額の4%~100%	上記金額の4%~100%	上記金額の4%~100%
	入院日額 ^(注2)	2,250円	2,250円	2,250円	2,250円	2,250円
	通院日額 ^(注2)	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円	1,500円
ゴルフ用品損害		98,000円	150,000円	135,000円	230,000円	390,000円
ホールインワン・アルバトロス費用特約		—	20万円	30万円	30万円	50万円
月払保険料		230円	500円	610円	680円	1,030円

(注1) 傷害総合保険 100万円を含みます。 (注2) ゴルファー保険の保険金額で計算となります。

問い合わせ先（保険会社等の相談・苦情・連絡窓口）

●取扱代理店

三和倉庫株式会社 保険営業本部

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-3 日本橋オリーブビル4階
TEL：03-4241-4240 FAX：03-6368-9448（受付時間：平日の午前9時から午後5時30分まで）

●引受保険会社

損害保険ジャパン株式会社 企業営業第七部第三課

〒103-8255 東京都中央区日本橋2-2-10
TEL：050-3808-4600（受付時間：平日の午前9時から午後5時まで）

●保険会社との間で問題を解決できない場合（指定紛争解決機関）

損保ジャパンは、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人日本損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。損保ジャパンとの間で問題を解決できない場合は、一般社団法人日本損害保険協会に解決の申し立てを行うことができます。

一般社団法人日本損害保険協会 そんぽADRセンター【ナビダイヤル】0570-022808〈通話料有料〉

受付時間：平日の午前9時15分～午後5時（土・日・祝日・年末年始は休業）

詳しくは、一般社団法人日本損害保険協会のホームページをご覧ください。（<https://www.sonpo.or.jp/>）

●事故が起こった場合は、ただちに損保ジャパン、取扱代理店または下記事故サポートセンターまでご連絡ください。

【事故サポートセンター】0120-727-110（受付時間：24時間365日）

- 取扱代理店は引受保険会社との委託契約に基づき、お客さまからの告知の受領、保険契約の締結・管理業務等の代理業務を行っております。したがって取扱代理店とご締結いただいて有効に成立したご契約につきましては、引受保険会社と直接契約されたものになります。
- このパンフレットは概要を説明したものです。詳細につきましては、ご契約者である団体の代表者の方にお渡ししております約款等に記載しています。必要に応じて、団体もしくは代理店までご請求いただくか、損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）でご参照ください（ご契約内容が異なっていたり、公式ウェブサイトにて約款・ご契約しおりを掲載していない商品もあります。）。ご不明点等がある場合には、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 加入者証は大切に保管してください。また、ご加入後3か月を経過しても加入者証が届かない場合は、損保ジャパンまでご照会ください。
- この保険契約は3社による共同保険契約であり、引受保険会社は分担割合に応じて、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金のお支払いその他の業務または事務を行っております。
- 日本曹達グループ団体総合補償プラン加盟会社は、本契約の適切な運営を目的として本契約に関する個人情報を利用し、引受保険会社に提供します。

If

事故が起こったら

会社または三和倉庫に
まずご連絡ください。

事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご連絡のない場合は、それによって引受保険会社が被った損害の額を差し引いて保険金をお支払いすることがありますのでご注意ください。

ご連絡の際は、
右記のことを忘れずに！

【この保険の共通の事項】

1 事故にあった人 2 事故日時 3 事故の場所 4 事故の状況 5 連絡先 TEL 番号

疾病・傷害事故の場合はさらに…

- 病院名 TEL 番号
- 傷害・疾病名

損害賠償事故の場合はさらに…

- 相手の名前・連絡先
 - 傷害の程度・内容
- ※相手がケガをしたときは左記の分も

【保険期間開始日】2025年7月25日

連絡先

●取扱代理店

三和倉庫株式会社 保険営業本部

〒103-0021 東京都中央区日本橋本石町3-2-3 日本橋オリーブビル4階
TEL：03-4241-4240 FAX：03-6368-9448
（受付時間：平日の午前9時から午後5時30分まで）

【日本曹達グループ団体総合補償プラン加盟会社】

以下の加盟会社の役員・従業員（社員）の方とその同居の親族の方がご加入できます。

- | | | |
|-----------------|--------------------|--------------|
| ●日本曹達株式会社 | ●ニッソーファイン株式会社 | ●有限会社エヌエイチジー |
| ●日曹商事株式会社 | ●株式会社ニッソーグリーン | ●有限会社日進産業 |
| ●三和倉庫株式会社 | ●三倉運輸株式会社 | ●曹和化工建設株式会社 |
| ●日曹金属化学株式会社 | ●株式会社NSビジネスサポート | ●磐梯産業株式会社 |
| ●日曹エンジニアリング株式会社 | ●株式会社ニッソーフィールドサービス | ●曹鉄メタル株式会社 |
| ●株式会社日曹建設 | ●株式会社パイロン | |
| ●新富士化成薬株式会社 | ●曹栄産業有限会社 | |

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意いただきたい事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

傷害総合保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は傷害総合保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
 - 保険契約者：日本曹達株式会社
 - 保険期間：2025年7月25日午後4時から1年間となります。
 - 申込締切日：2025年6月25日
 - 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：
 - 引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：日本曹達株式会社および子会社関連会社の社員
 - 被保険者：日本曹達株式会社および子会社関連会社の社員またはご家族（配偶者、子供、両親、兄弟姉妹および同居の親族）の方を被保険者としてご加入いただけます。ただし、弁護士費用補償のあるOPタイプに加入される場合は未成年者を除きます。
【家族型】被保険者本人の配偶者やその他親族（被保険者本人またはその配偶者の、同居の親族・別居の未婚の子）も保険の対象となります。
※被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
※被保険者本人との続柄は、ケガ・損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。
【個人型】被保険者本人のみが保険の対象となります。
 - お支払方法：2025年9月分給与から毎月控除となります。（12回払）
 - お手続き方法：下表のとおり、「継続加入を行わない場合」を除き、専用WEB画面でのお手続きとなります。
- | | ご加入対象者 | お手続き方法 |
|----------|------------------------------------|-----------------------------------|
| | 新規加入者の皆さま | 専用WEB画面でお手続きをしてください。 |
| 既加入者の皆さま | 前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合 | 専用WEB画面でのお手続きは不要です。 |
| | ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1 | 専用WEB画面でお手続きをしてください。 |
| | 継続加入を行わない場合※2 | 継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。 |
- ※1 「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、専用WEB画面に表示された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。専用WEB画面の修正方法等は三和倉庫保険営業本部までお問い合わせください。
- ※2 継続加入を行わない場合は、三和倉庫保険営業本部までお問い合わせください。
- （注）ご契約の保険料を算出する際や保険金をお支払いする際の重要な項目である職種級別は、職種級別表をご確認ください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の当月25日（15日過ぎの受付分は翌月25日）から2026年7月25日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。
 - 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、三和倉庫保険営業本部までご連絡ください。
 - 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：
この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

【普通傷害プラン】

被保険者が、日本国内または国外において、急激かつ偶然な外来の事故（以下「事故」といいます。）によりケガ（※）をされた場合等に、保険金をお支払いします。

（※）身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約で対象となる特定感染症を原因とする食中毒にかぎり、同特約の内容に従いお支払いの対象となります。

（注）保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

「急激かつ偶然な外来の事故」について

- 「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。
 - 「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。
 - 「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。
- （注）靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

【交通傷害プラン】

被保険者が、日本国内または国外において、所定の交通乗用具との衝突、接触等の交通事故または交通乗用具に搭乗中の事故によりケガ^(※)をされた場合等に、保険金をお支払いします。

(※) 身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。

(注) 保険期間の開始時より前に発生した事故によるケガ・損害に対しては、保険金をお支払いできません。

● 次のような事故によりケガをされた場合に、保険金をお支払いします。

①交通乗用具との衝突、接触等の交通事故 ②交通乗用具に搭乗中^(※)の事故

③駅の改札口に入ってから改札口を出るまでの間における事故 ④交通乗用具の火災

など

(※) 正規の搭乗装置もしくはその装置のある室内(通行できないように仕切られている場所を除きます。)に搭乗している間。ただし、異常かつ危険な方法での搭乗を除きます。

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
傷害 国内 外補償	死亡 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、死亡・後遺障害保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。 死亡保険金の額＝死亡・後遺障害保険金額の全額	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④脳疾患、疾病または心神喪失 ⑤妊娠、出産、早産または流産 ⑥外科的手術その他の医療処置 ⑦戦争、外国の武力行使、暴動(テロ行為^(※1)を除きます。)、核燃料物質等によるもの ⑧地震、噴火またはこれらによる津波(天災危険補償特約をセットしない場合) ⑨頸(けい)部症候群(いわゆる「むちうち症」)、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの
	後遺障害 保険金	事故によりケガをされ、事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて死亡・後遺障害保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、死亡・後遺障害保険金額を限度とします。 後遺障害保険金の額＝ 死亡・後遺障害保険金額×後遺障害の程度に応じた割合(4%～100%)	
	入院 保険金	事故によりケガをされ、入院された場合、入院日数に対し1,000日を限度として、1日につき入院保険金日額をお支払いします。 入院保険金の額＝入院保険金日額×入院日数(1,000日限度)	
	手術 保険金	事故によりケガをされ、そのケガの治療のために病院または診療所において、以下①または②のいずれかの手術を受けた場合、手術保険金をお支払いします。ただし、1事故につき1回の手術にかぎります。 なお、1事故に基づくケガに対して、入院中および外来で手術を受けたときは、〈入院中に受けた手術の場合〉の手術保険金をお支払いします。 ①公的医療保険制度における医科診療報酬点数表に、手術料の算定対象として列挙されている手術^(※1) ②先進医療に該当する手術^(※2) 〈入院中に受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×10(倍) 〈外来で受けた手術の場合〉 手術保険金の額＝入院保険金日額×5(倍) (※1) 以下の手術は対象となりません。 創傷処理、皮膚切開術、デブリードマン、骨または関節の非観血的または徒手的な整復術・整復固定術および授動術、抜歯手術 (※2) 先進医療に該当する手術は、治療を直接の目的としてメス等の器具を用いて患部または必要部位に切除、摘出等の処置を施すものにかぎります。	【普通傷害プラン】 ⑩ピッケル等の登山用具を使用する山岳登山、ロッククライミング(フリークライミングを含みます。)、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング、航空機操縦(職務として操縦する場合を除きます。)、ハンググライダー搭乗等の危険な運動を行っている間の事故 ⑪自動車、原動機付自転車等による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 など
	通院 保険金	事故によりケガをされ、通院された場合、事故の発生の日からその日を含めて1,000日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき通院保険金日額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いすべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。 通院保険金の額＝ 通院保険金日額×通院日数(事故の発生の日から1,000日以内の90日限度) (注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギプス等^(※)を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギプス、ギプスシーネ、ギプスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。	【交通傷害プラン】 ⑫交通乗用具による競技、競争、興行(これらに準ずるものおよび練習を含みます。)の間の事故 ⑬船舶に搭乗することを職務(養成所の生徒を含みます。)とする被保険者が、職務または実習のために船舶に搭乗している間の事故 ⑭航空運送事業者が路線を定めて運行する航空機以外の航空機を被保険者が操縦または職務として搭乗している間の事故 ⑮グライダー、飛行船、ジャイロプレーン等の航空機に搭乗している間の事故 ⑯被保険者が職務として、交通乗用具への荷物、貨物等の積み込み作業または交通乗用具の修理、点検、整備、清掃の作業に従事その作業に直接起因する事故 など (※1) 「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 (※2) 「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
		【特定感染症危険「後遺障害保険金、入院保険金および通院保険金」補償特約】 特定感染症^(※)を発病し、その直接の結果として発病の日からその日を含めて180日以内に、所定の後遺障害が生じた場合、入院した場合、通院した場合に、後遺障害保険金、入院保険金(180日限度)、通院保険金(180日以内の90日限度)をお支払いします。 ご加入初年度の場合は、保険期間の開始日からその日を含めて10日以内に発病した特定感染症に対しては、保険金をお支払いできません。 (※) 「特定感染症」とは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する一類感染症、二類感染症または三類感染症をいいます。2025年3月現在、結核、腸管出血性大腸菌感染症(O-157を含みます。)等が該当します。	

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】（続き）

保険金の種類	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
賠償責任 個人賠償責任（国内外補償） （注）	日本国内または国外において、被保険者^{（※1）}が次の①から④までのいずれかの事由により法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償金および費用（訴訟費用等）の合計金額をお支払いします（自己負担額はありません。）。ただし、1回の事故につき損害賠償金は個人賠償責任の保険金額を限度とします。 なお、賠償金額の決定には、事前に損保ジャパンの承認を必要とします。 ①住宅の所有・使用・管理に起因する偶然な事故により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ②被保険者^{（※1）}の日常生活（住宅以外の不動産の所有、使用または管理を除きます。）に起因する偶然な事故（例：自転車運転中の事故など）により、他人にケガなどをさせた場合や他人の財物を壊した場合 ③日本国内で正当な権利を有する者から受託した財物（受託品）^{（※2）}を壊したり盗まれた場合 ④誤って線路に立ち入ったことなどにより電車等^{（※3）}を運行不能にさせた場合 （※1）この特約における被保険者は次のとおりです。 ア．本人 イ．本人の配偶者 ウ．本人またはその配偶者の同居の親族 エ．本人またはその配偶者の別居の未婚の子 オ．本人が未成年者または責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって本人を監督する方（本人の親族にかぎりまゝ）。ただし、本人に関する事故にかぎりまゝ。 カ．イ．からエ．までのいずれかの方が責任無能力者の場合、親権者、その他の法定の監督義務者および監督義務者に代わって責任無能力者を監督する方（その責任無能力者の親族にかぎりまゝ）。ただし、その責任無能力者に関する事故にかぎりまゝ。 なお、被保険者本人またはその配偶者との続柄および同居または別居の別は、損害の原因となった事故発生時におけるものをいいます。 （※2）次のものは「受託品」に含まれません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・義歯、義肢その他これらに準ずる物 ・動物、植物 ・自転車、ハングライダー、パラグライダー、サーフボード、ウインドサーフィン、ラジコン模型およびこれらの付属品 ・船舶（ヨット、モーターボート、水上バイク、ボートおよびカヌーを含みます。）、航空機、自動車（ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。）、バイク、原動機付自転車、雪上オートバイ、ゴーカートおよびこれらの付属品 ・通貨、預貯金証書、株券、手形その他の有価証券、印紙、切手、設計書、帳簿 ・貴金属、宝石、書画、骨とう、彫刻、美術品 ・クレジットカード、ローンカード、プリペイドカードその他これらに準ずる物 ・ドローンその他の無人航空機および模型航空機ならびにこれらの付属品 ・山岳登山、ロッククライミング（フリークライミングを含みます。）、登る壁の高さが5mを超えるボルダリング等の危険な運動等を行っている間のその運動等のための用具 ・データやプログラム等の無体物 ・漁具 ・1個もしくは1組または1対で100万円を超える物 ・不動産 など （※3）「電車等」とは、汽車、電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用車をいいます。	①故意 ②戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等による損害 ③地震、噴火またはこれらによる津波 ④被保険者の職務の遂行に直接起因する損害賠償責任 ⑤被保険者およびその被保険者と同居する親族に対する損害賠償責任 ⑥受託品を除き、被保険者が所有、使用または管理する財物の損壊について、その財物について正当な権利を有する方に対して負担する損害賠償責任 ⑦心神喪失に起因する損害賠償責任 ⑧被保険者または被保険者の指図による暴行または殴打に起因する損害賠償責任 ⑨航空機、船舶および自動車・原動機付自転車等の車両^{（※1）}、銃器の所有、使用または管理に起因する損害賠償責任 ⑩受託品の損壊または盗取について、次の事由により生じた損害 ・被保険者の自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ・差し押え、収用、没収、破壊等国または公共団体の公権力の行使 ・自然の消耗または劣化、変色、さび、かび、ひび割れ、虫食い ・偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的事故または機械的事故 ・置き忘れ^{（※2）}または紛失 ・詐欺または横領 ・雨、雪、雹（ひょう）、みぞれ、あられまたは融雪水の浸み込みまたは吹き込み ・受託品が委託者に引き渡された後に発見された受託品の損壊または盗取 など （※1）次のア．からエ．までのいずれかに該当するものを除きます。 ア．主たる原動力が人力であるもの イ．ゴルフ場敷地内におけるゴルフカート ウ．身体障がい者用の車^{（※3）}および歩行補助車で、原動機を用いるもの エ．移動用小型車および遠隔操作型小型車 （※2）保険の対象を置いた状態でその事実または置いた場所を忘れることをいいます。 （※3）身体の障害により歩行が困難な者の移動の用に供するための身体障がい者用の車いす等の車をいいます。ただし、原動機を用いるものである場合は法令に定める基準に該当するものにかぎり、遠隔操作により通行させることができるものを除きます。
物の損害の補償 携行品損害（国内外補償） （注）	偶然な事故により携行品^{（※1）}に損害が生じた場合に、被害物の再調達価額^{（※2）}を基準に算出した損害額から免責金額（1回の事故につき3,000円）を差し引いた金額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、携行品損害の保険金額を限度とします。 （※1）「携行品」とは、被保険者の居住の用に供される建物（物置、車庫その他の付属建物を含みます。）外において、被保険者が携行している被保険者所有の身の回り品をいいます。 （※2）「再調達価額」とは、損害が生じた地および時において保険の対象と同一の質、用途、規模、型、能力のものを再取得するのに必要な額をいいます。修理が可能な場合は、修理費を基準に損害額を算出します。 （注1）乗車券等、通貨、小切手、印紙または切手については合計して5万円を損害額の限度とします。 （注2）次のものは保険の対象となりません。 ・携帯電話・スマートフォン等の携帯式通信機器、ノート型パソコン等の携帯式電子事務機器およびこれらの付属品 ・義歯、義肢、コンタクトレンズ、眼鏡、サングラス、補聴器 ・動物、植物等の生物 〈次ページへ続きます〉	①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③無資格運転、酒気を帯びた状態での運転または麻薬等により正常な運転ができないおそれがある状態での運転 ④戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火またはこれらによる津波 ⑥欠陥 ⑦自然の消耗または性質によるさび、かび、変色、ねずみ食い、虫食い等 ⑧機能に支障のないすり傷、塗料のはがれ等 ⑨偶然な外来の事故に直接起因しない電氣的・機械的事故 ⑩置き忘れ^{（※）}または紛失 ⑪楽器の弦（ピアノ線を含みます。）の切断または打楽器の打皮の破損 〈次ページへ続きます〉

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
物の損害の補償（補償） （注）			

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

保険金の種類		保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
弁護士費用 日本国内の法廷に基づき解決するトラブルが対象 弁護士費用 日本国外の法廷に基づき解決するトラブルが対象	弁護士費用 (注)	〈前ページの続きです〉 (※1) 本の国内法に基づき解決するトラブルにかぎります。 (※2) 詐欺、詐欺、恐喝またはこれらに類似の事由を含み、警察への届出を行ったものにかぎります。 (※3) 遺留分侵害額請求とは、被保険者の遺留分の侵害に関する返還請求をいいます。 (※4) 同一のトラブルに起因して行われた一連の弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼は、その回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの委任または相談・依頼とみなし、保険金が支払われる最初の委任または相談・依頼が行われた時に一連の委任および相談・依頼が行われたものとして、保険金の限度額を適用します。	〈前ページの続きです〉 前記 1・5 に該当する場合 ⑮環境汚染 ⑯環境ホルモン、石綿またはこれと同種の有害な特性に起因する事由 ⑰騒音、振動、悪臭、日照不足等 ⑱電磁波障害 前記 3 に該当する場合 ⑳被保険者の行為に起因して発生したことが明らかに認められる離婚調停に関するトラブル
	弁護士費用 日本国内の法廷に基づき解決するトラブルが対象 弁護士費用 日本国外の法廷に基づき解決するトラブルが対象		弁護士費用 日本国内の法廷に基づき解決するトラブルが対象 弁護士費用 日本国外の法廷に基づき解決するトラブルが対象

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の可否をご判断ください^(※2)。

(※1) 傷害保険の他、火災保険や自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ (<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>) 等をご確認ください。

用 語	用語の定義	
先 進 医 療	病院等において行われる医療行為のうち、一定の施設基準を満たした病院等が厚生労働省への届出により行う高度な医療技術をいいます。対象となる先進医療の種類については、保険期間中に変更となることがあります。詳しくは厚生労働省ホームページをご覧ください。 (https://www.mhlw.go.jp/topics/bukyoku/isei/sensiniryo/kikan.html)	
治 療	医師が必要であると認め、医師が行う治療をいいます。ただし、被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師による治療をいいます。	
通 院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤、診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。	
入 院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。	
配 偶 者	婚姻の相手方をいい、内縁の相手方 ^(※1) および同性/パートナー ^(※2) を含みます。 (※1) 内縁の相手方とは、婚姻の届出をしていないために、法律上の夫婦と認められないものの、事実上婚姻関係と同様の事情にある方をいいます。 (※2) 同性/パートナーとは、戸籍上の性別が同一であるために、法律上の夫婦と認められないものの、婚姻関係と異ならない程度の実質を備える状態にある方をいいます。 (注) 内縁の相手方および同性パートナーは、婚姻の意思(同性パートナーの場合は、パートナー関係を将来にわたり継続する意思)をもち、同居により婚姻関係に準じた生活を営んでいる場合にかぎり、配偶者に含みます。	
親 族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。	
未 婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。	
免 責 金 額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。	
交通乗用具	電車、自動車(スノーモービルを含みます。)、原動機付自転車、自転車、身体障がい者用車いす、航空機、船舶等をいいます。ただし、三輪以上の幼児用車両、スケートボード、キックボード(原動機を用いるものを含みます。)、ペダルのない二輪遊具等は除きます。	
原 因 事 故	トラブルの原因となった偶然な事故または事由をいいます。原因事故の発生の時は、それぞれのトラブルごとに以下の時をいいます。	
	トラブルの種類	原因事故の発生の時
	1. 被害事故に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が被害を被った時
	2. 借地または借家に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が賃借人となる賃貸借契約における地代・賃料・敷金等に関する事由が発生した時(通知を受けることによってトラブルの発生を知った時は、初めてその通知を受領した時)
	3. 離婚調停に関するトラブル	被保険者が配偶者に離婚の意思を伝えた時または配偶者からその意思を伝えられた時
	4. 遺産分割調停に関するトラブル	被保険者の被相続人が死亡した時
	5. 人格権侵害に関するトラブル	被保険者または被保険者の未成年の子が精神的苦痛を初めて被った時
財 物	有体物をいい、データ、ソフトウェア、プログラム等の無体物のほか、著作権、特許権、商号権、漁業権、営業権、鉱業権その他これらに類する権利等の財産権を含みません。	
財物の損壊	財物の滅失、汚損または損傷をいいます。	
調 停 等	調停、審判、抗告または訴訟をいいます。ただし、日本国内で申し立てられた、または提起された場合にかぎりです。	
被保険者の未成年の子	被保険者が親権を有する、未成年の子をいいます。なお、被保険者との続柄は、原因事故発生時におけるものをいいます。	

用語のご説明（続き）

用 語	用語の定義
弁 護 士 等	弁護士または司法書士法（昭和25年法律第197号）第3条第2項第1号から第3号までに定める条件をすべて満たす司法書士をいいます。
保 険 金 請 求 権 者	弁護士費用補償においては、トラブルの当事者である被保険者をいいます。ただし、被害事故に関するトラブルまたは人格権侵害に関するトラブルにおける原因事故によって被保険者が死亡した場合は、その法定相続人として、法律上の損害賠償請求に関する弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼を行う者を含みます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、専用WEB画面の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 専用WEB画面にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
^(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、専用WEB画面の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
^{<告知事項>}この保険における告知事項は、次のとおりです。
★被保険者ご本人の職業または職務（普通傷害プランの場合）
★他の保険契約等^(※)の加入状況
^(※)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、傷害総合保険、普通傷害保険、家族傷害保険、交通事故傷害保険、ファミリー交通傷害保険、積立傷害保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
*告知事項について、事実を記入されなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。
- 弁護士費用総合補償特約において、ご加入初年度の保険期間の開始時（中途加入の場合は中途加入時）より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

（普通傷害プランの場合）

- 専用WEB画面記載の職業または職務を変更された場合（新たに職業に就かれた場合または職業をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
■変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
- 普通傷害プランでは、下欄記載の職業については、お引受けの対象外としています。このため、上記にかかわらず、職業または職務の変更が生じ、これらの職業に就かれた場合は、ご契約を解除しますので、あらかじめご了承ください。ご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、変更の事実が生じた後に発生した事故によるケガに対しては、保険金をお支払いできません。

プロボクサー、プロレスラー、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）、力士その他これらと同程度またはそれ以上の危険を有する職業

（共通）

- 専用WEB画面記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
- 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。

＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞

- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

- 保険金を支払わせる目的でケガをさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

＜他の身体障害または疾病の影響＞

- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

*中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の当月25日（15日過ぎの受付分は翌月25日）に保険責任が始まります。

【弁護士費用総合補償特約】

- 離婚調停に関するトラブルについては、ご加入初年度の保険期間の開始日（中途加入の場合は中途加入日）からその日を含めて90日を経過した日の翌日から保険責任が始まります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなわれる場合は、所定の事項について、事前に損保ジャパンに書面でご通知ください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく弁護士等への委任または弁護士等および行政書士への法律相談・書類作成依頼をおこなった場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。また、盗難による損害が発生した場合はただちに警察署へ届け出てください。

（注）個人賠償責任補償特約をセットした場合、日本国内において発生した事故については、損保ジャパンが示談交渉をお引き受けし事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。示談交渉サービスのご提供にあたっては、被保険者および損害賠償請求権者の方の同意が必要となります。なお、以下の場合は示談交渉サービスをご利用いただけませんのでご注意ください。

- ・ 被保険者の負担する法律上の損害賠償責任の額が保険金額を明らかに超える場合
- ・ 損害賠償に関する訴訟が日本国外の裁判所に提起された場合

など

- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	傷害の程度、保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 など ②携行品等に関する事故、他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など ④弁護士費用または法律相談・書類作成費用を負担した場合 弁護士等への委任または法律相談・書類作成依頼それぞれの発生日時、所要時間および事案の内容を確認できる客観的書類、弁護士費用等または法律相談・書類作成費用それぞれの金額を確認できる客観的書類、弁護士等の委任契約書、裁判所の受領印が押印された調停等に関する申立書または訴状の写し、調停調書・和解調書・審判書・示談書または判決書その他これに代わるべき書類 など
④	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑤	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑥	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書(※)、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

（※）保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

（注1）事故の内容またはケガの程度および損害の額等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

（注2）被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。

（注）ご加入後、被保険者が死亡された場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。また、死亡保険金をお支払いすべきケガによって被保険者が死亡された場合において、一時払でご契約のときは、その保険金が支払われるべき被保険者の保険料を返還しません。また、分割払でご契約のときは、死亡保険金をお支払いする前に、その保険金が支払われるべき被保険者の未払込分割保険料の全額を一時にお支払いいただきます。詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

傷害総合 引受保険会社	引受割合	傷害総合アクティブタイプ 引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社（幹事）	86%	損害保険ジャパン株式会社（幹事）	60%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	10%	東京海上日動火災保険株式会社	30%
東京海上日動火災保険株式会社	4%	あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	10%

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、以下のとおり補償されます。

(1) 保険期間が1年以内の場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで（ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額）が補償されます。

(2) 保険期間が1年を超える場合は、保険金・解約返れい金等の9割^(注)までが補償されます。

(注) 保険期間が5年を超え、主務大臣が定める率より高い予定利率が適用されているご契約については、追加で引き下げとなる場合があります。

10. 個人情報の取扱いについて

○ 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。

○ 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト(<https://www.sompo-japan.co.jp/>)をご覧ください。か、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえ、ご加入ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。

ご加入になる前に必ずお読みいただきますようお願いいたします。

【加入者ご本人以外の被保険者（保険の対象となる方。以下同様とします。）にも、このパンフレットに記載した内容をお伝えください。また、ご加入の際は、ご家族の方にもご契約内容をお知らせください。】

所得補償保険のあらまし（契約概要のご説明）

- 商品の仕組み：この商品は所得補償保険普通保険約款に各種特約をセットしたものです。
- 保険契約者：日本曹達株式会社
- 保険期間：2025年7月25日午後4時から1年間となります。
- 申込締切日：2025年6月25日
- 引受条件（保険金額等）、保険料、保険料払込方法等：
引受条件（保険金額等）、保険料は本パンフレットに記載しておりますので、ご確認ください。
 - 加入対象者：日本曹達株式会社および子会社関連会社の社員
 - 被保険者：日本曹達株式会社および子会社関連会社の社員または配偶者を被保険者としてご加入いただけます。（新規加入の場合、満15歳以上満69歳以下で有職の方（継続加入の場合は満69歳以下の方）にかぎります。）
なお、家事従事者特約をセットされる場合、被保険者は、満16歳以上満69歳以下で主として被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方（家事従事者）にかぎります。
 - お支払方法：2025年9月分給与から毎月控除します。（12回払）
 - お手続き方法：下表のとおり、「継続加入を行わない場合」を除き、専用WEB画面でのお手続きとなります。

ご加入対象者		お手続き方法
新規加入者の皆さま		専用WEB画面でお手続きをしてください。
既加入者の皆さま	前年と同等条件のプランで継続加入を行う場合	専用WEB画面でのお手続きは不要です。
	ご加入プランを変更するなど前年と条件を変更して継続加入を行う場合※1	専用WEB画面でお手続きをしてください。※2
	継続加入を行わない場合※3	継続加入を行わない旨を記載した「加入依頼書」をご提出いただきます。

- ※1 「前年と条件を変更して加入を行う場合」には、専用WEB画面に打ち出された継続前の職業・職種に変更が必要な場合を含みます。専用WEB画面の修正方法等は三和倉庫保険営業本部までお問い合わせください。
- ※2 告知は、保険金額の増額、対象期間の延長、支払対象外期間の短縮等、補償を拡大して継続される場合のみご入力が必要です。
- ※3 継続加入を行わない場合は、三和倉庫保険営業本部までお問い合わせください。
- 中途加入：保険期間の中途でのご加入は、毎月、受付をしています。その場合の保険期間は、毎月15日までの受付分は受付日の当月25日（15日過ぎの受付分は翌月25日）から2026年7月25日午後4時までとなります。保険料につきましては、中途加入の保険期間開始日の翌々月の給与から毎月控除します。
 - 中途脱退：この保険から脱退（解約）される場合は、三和倉庫保険営業本部までご連絡ください。
 - 団体割引は、本団体契約の前年のご加入人数により決定しています。次年度以降、割引率が変わることがありますので、あらかじめご了承ください。また、団体のご加入人数が10名を下回った場合は、この団体契約は成立しませんので、ご了承ください。
- 満期返れい金・契約者配当金：
この保険には、満期返れい金・契約者配当金はありません。
- 無事故戻し返れい金：
保険期間が満了した場合（保険期間の終期までご契約が有効に存続した場合）において、保険期間中に保険金をお支払いすべき就業不能の発生がなかったときは、保険料の20%を「無事故戻し返れい金」として、ご契約者にお返しします。
（注）保険期間の途中で解約（脱退）等が行われた場合は、無事故戻しは行いません。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】

保険金をお支払いする場合	お支払いする保険金の主な内容	保険金をお支払いできない主な場合
所得補償保険（基本補償）（※） 被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その直接の結果として就業不能になった場合	次の計算式によって算出した金額をお支払いします。 $\text{お支払いする保険金の額} = \text{保険金額（月額）}^{(\ast 1)} \times \text{就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{(\ast 2)} \text{の月数}^{(\ast 3)}$ $\text{就業不能期間（保険金をお支払いする期間）}^{(\ast 2)} = \text{就業ができない期間} - \text{支払対象外期間}$ （※1）専用WEB画面記載の保険金額（月額）をいい、就業不能1か月についての額とします。ただし、平均月間所得額が保険金額（月額）より小さい場合は、平均月間所得額となります。 （※2）専用WEB画面に記載された業務に全く従事できない期間が支払対象外期間を超えた時から対象期間（1年）が始まり、その対象期間内における就業不能の期間（日数）をいいます。 （※3）就業不能期間（保険金をお支払いする期間）が1か月に満たない場合または就業不能期間（保険金をお支払いする期間）に1か月未満の端日数がある場合は、1か月を30日として日割計算します。 （注1）対象期間（1年）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 （注2）原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 （注3）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 （注4）支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 （注5）通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 （※）本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 （注6）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合のみ保険金をお支払いします。	● 次の事由によって被った身体障害（病気またはケガ）による就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ①故意または重大な過失 ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為 ③麻薬、大麻、あへん、覚せい剤、シンナー等の使用（治療を目的として医師が用いた場合を除きます。） ④妊娠、出産、早産または流産 ⑤戦争、外国の武力行使、暴動（テロ行為^(※1)を除きます。）、核燃料物質等によるもの ⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見^(※2)のないもの など ● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） など ● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑨精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能 （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。
家事従事者特約（※） 被保険者が、日本国内または国外において、保険期間中に身体障害（病気またはケガ）を被り、その身体障害の治療のため入院していることにより家事労働に全く従事できない状態である場合	（注1）対象期間（1年）を経過した後の期間の就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 （注2）原因または時が異なって発生した身体障害により就業不能期間が重複する場合は、重複する期間に対して重ねて保険金をお支払いしません。 （注3）初年度加入の締結の後に保険金のお支払条件の変更があった場合は、次の①または②の保険金の額のうち、いずれか低い金額をお支払いします。ただし、身体障害を被った時から起算して1年を経過した後に就業不能となった場合を除きます。 ①被保険者が身体障害を被った時のお支払条件により算出された保険金の額 ②被保険者が就業不能になった時のお支払条件により算出された保険金の額 （注4）支払対象外期間を超える就業不能が終了した後、その就業不能の原因となった身体障害によって6か月以内に就業不能が再発した場合は、後の就業不能は前の就業不能と同一の就業不能とみなします。ただし、就業不能が終了した日からその日を含めて6か月を経過した日の翌日以降に被保険者が再び就業不能になった場合は、後の就業不能は前の就業不能とは異なった就業不能とみなし、新たに支払対象外期間および対象期間を適用します。 （注5）通算支払限度期間に関する特約がセットされているため、保険金のお支払いは、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日を限度とします。なお、初年度加入^(※)および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金が支払われた場合、満期時にご継続をお断りする場合があります。 （※）本特約をセットした契約への初めての加入をいいます。 （注6）骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合、支払対象外期間はなく、対象期間における被保険者の就業不能の日数に4日を加えた日数を就業不能期間として保険金をお支払いします。なお、初年度加入の保険期間の初日から1年後の応当日の翌日以降である場合のみ保険金をお支払いします。	● 次の事由によって被ったケガによる就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑦自動車または原動機付自転車の無資格運転、酒気を帯びた状態での運転 ⑧地震、噴火またはこれらによる津波（天災危険補償特約をセットしない場合） など ● 次に該当する就業不能に対しては、保険金をお支払いしません。 ⑨精神障害、血管性認知症、知的障害、人格障害、アルコール依存および薬物依存等の精神障害を被り、これを原因として生じた就業不能 ⑩妊娠または出産を原因とした就業不能 （※1）「テロ行為」とは、政治的・社会的もしくは宗教・思想的な主義・主張を有する団体・個人またはこれと連帯するものがその主義・主張に関して行う暴力的行為をいいます。以下同様とします。 （※2）「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。以下同様とします。

その他ご注意いただきたいこと

■ 特定疾病等対象外特約について

- 「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約を継続される場合、継続後契約においても、原則として「特定疾病等対象外特約」がセットされます。

（注）「特定疾病等対象外特約」がセットされたご契約は、該当する疾病群により、以下の特別な条件がセットされています。

補償対象外とする疾病・症状が発病した場合については、保険金をお支払いできません。

セットされる条件	補償対象外期間	補償対象外期間
特定疾病等対象外の条件	該当する疾病群に属するすべての疾病 （注）例えばA群を補償対象外としてご加入いただいている場合、下表記載の疾病に関わらず、胃・腸の疾病はすべて補償対象外となります。	全保険期間 （継続契約においても原則として同様です。）

＜補償対象外とする疾病・症状の例＞

疾病群	補償対象外とする疾病・症状
A群 胃・腸の疾病	炎症性腸疾患（かいよう性大腸炎・クローン病）、胃・腸・十二指腸のかいよう、腹膜炎、胃・腸のポリープ、腸閉塞、大腸炎 など
B群 肝臓・胆のう・すい臓の疾病	肝硬変、慢性肝炎、肝肥大、すい炎、急性肝炎、肝のうよう、胆石、胆のう炎 など
C群 腎臓・泌尿器の疾病	慢性腎炎、ネフローゼ、腎不全、副腎しゅよう、腎盂炎、急性腎炎、腎臓・膀胱・尿路の結石 など

その他ご注意いただきたいこと（続き）

疾病群	補償対象外とする疾病・症状	
D群 気管支・肺の疾病	結核、肺線維症、慢性閉塞性肺疾患、(COPD(慢性気管支炎・肺気腫など))、肋膜炎、膿胸、ぜんそく、気管支拡張症、肺炎、肺壞疽、自然気胸	など
E群 脳血管・循環器関係の疾病	脳卒中(脳出血・脳こうそく(脳軟化)・くも膜下出血)、心臓弁膜症、心筋こうそく、心筋症、狭心症、不整脈(心房細動など、人工ペースメーカーを使用した場合を含みます。)、心雑音、動脈硬化症、動脈瘤、高血圧症、静脈瘤	など
F群 腰・脊椎の疾病	骨のしゅよう性疾患、腰痛症、変形性脊椎症、ギックリ腰、椎間板ヘルニア、骨粗しょう症、後縦靱帯骨化症	など
H群 眼の疾病	白内障、緑内障、網膜炎、網膜症	など
I群 ご婦人の疾病	宮筋腫、子宮内膜症、卵巣のう腫、乳腺症(乳腺線維腺腫を含みます。)、不正出血	など

●ご継続手続き時に再告知いただくことで、継続後契約の保険始期から「特定疾病等対象外特約」を削除できることがあります。ただし、再告知時点における告知内容によりお引受条件を決定するため、「特定疾病等対象外特約」を削除できないこともあります。なお、保険期間の中途での削除はできません。

●詳しい内容につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。

■基本補償の保険金額の設定について

- 保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度^(※)を踏まえ設定してください。基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内で、健康保険等の公的医療保険制度からの給付額等も考慮のうえ設定してください。
(※) 公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。
- 他の保険契約等^(※)にご加入の場合は、ご加入いただける保険金額を制限することがありますので、ご加入時にお申し出ください。
(※) 「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。

被保険者が加入している公的医療保険制度	ご加入直前12か月における所得の平均月間額に対する保険金額割合
国民健康保険(例：個人事業主)	85%以下
健康保険(例：給与所得者)	50%以下 ※健康保険に優先して勤務先企業から休業補償が行われる場合は、40%以下
共済組合(例：公務員)	40%以下

(注) 家事従事者特約をセットされた場合は、保険金額(月額)は15万円が限度となります。

用語のご説明

用語	用語の定義
疾病(病気)	傷害以外の身体の障害をいいます。
支払対象外期間	就業不能が開始した日から起算して、継続して就業不能である専用WEB画面記載の期間(日数)をいい、この期間に対しては、保険金をお支払いしません。 (※) 骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいいます。ただし、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。以下同様とします。)を直接の目的として入院した場合には、支払対象外期間はありません。
就業不能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していること、または入院以外で医師の治療を受けていることにより、専用WEB画面記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後もしくはその身体障害が治癒された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、専用WEB画面記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
就業不能期間(保険金をお支払いする期間)	対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)をいいます。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、対象期間内における被保険者の就業不能の期間(日数)に4日を加えた日数をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収した場合に急激に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒、ウイルス性食中毒は含みません。 ・「急激」とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・「偶然」とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・「外来」とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
所得	専用WEB画面記載の職業または職務を遂行することにより得られる給与所得、事業所得または雑所得に係る総収入金額から就業不能となることにより支出を免れる金額を控除したものをいいます。ただし、就業不能の発生にかかわらず得られる収入は除かれます。
身体障害	傷害(傷害の原因となった事故を含みます。)および疾病をあわせて身体障害といいます。 (※) 骨髄採取手術(組織の機能に障害がある者に対して骨髄幹細胞を移植することを目的とした被保険者の骨髄幹細胞を採取する手術をいい、末梢血幹細胞採取を除きます。また、骨髄幹細胞の提供者と受容者が同一人となる自家移植の場合を除きます。)を含みます。
身体障害を被った時	次の①または②のいずれかの時をいいます。 ①傷害については、傷害の原因となった事故発生の時。 ②疾病については、医師の診断による発病の時。ただし、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、確認検査を受けた時をいいます。

用語のご説明 (続き)

用 語	用語の定義
対 象 期 間	支払対象外期間終了日の翌日から起算して専用WEB画面記載の期間をいい、この期間内における被保険者の就業不能の日数が保険金のお支払いの対象となります。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、就業不能が開始した日から起算して専用WEB画面記載の期間をいいます。
入 院	医師による治療が必要な場合において、自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。 (※) 骨髄採取手術に伴う入院補償特約の場合は、骨髄採取手術を直接の目的として、病院または診療所に入り、常に医師の管理下に置かれることをいいます。
平 均 月 間 所 得 額	支払対象外期間が始まる直前12か月における被保険者の所得の平均月間額をいいます。ただし、支払対象外期間が始まる直前12か月において産前・産後休業、育児休業または介護休業のいずれかの休業等を取得している期間があることによりその期間の被保険者の所得の平均月間額が減少している場合は、所定の被保険者の所得がある期間における平均月間額とします。

〈家事従事者特約の場合の「就業不能」「平均月間所得額」「所得」は、下記のとおりです。〉

用 語	用語の定義
就 業 不 能	身体障害を被り、その身体障害の治療のために入院 ^(※) していることにより、炊事、掃除、洗濯および育児等の家事に全く従事できない状態をいいます。なお、被保険者がその身体障害に起因して死亡された後は、この保険契約においては、就業不能とはいいません。 (※) 骨髄採取手術を直接の目的として入院した場合は、専用WEB画面記載の職業または職務に全く従事できない状態をいいます。
所 得	家事を遂行することにより被保険者の世帯が享受している経済的利益をいいます。
平 均 月 間 所 得 額	2025年3月現在、183千円とします。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと (注意喚起情報のご説明)

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項 (告知義務等)

- ご加入の際は、専用WEB画面・健康告知画面の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 専用WEB画面・健康告知画面にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務 (告知義務) があります。
(※)「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、専用WEB画面・健康告知画面の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。
 - ★被保険者の職業または職務^(※1)
 - ★被保険者の過去の傷病歴、現在の健康状態
告知される方 (被保険者) がご認識している病気・症状名が告知書にある病気・症状名と一致しなくても、医学的にその病気・症状名と同一と判断される場合には告知が必要です。傷病歴があり、告知書にある病気・症状名に該当するか不明な場合は、主治医 (担当医) に確認のうえ、ご回答ください。
 - ★他の保険契約等^(※2)の加入状況
(※1) 家事従事者特約をセットされた場合は、被保険者となる方は、「主として、被保険者の家庭において炊事、掃除、洗濯および育児等の家事を行っている方」であることを告知してください。
(※2)「他の保険契約等」とは、個人用傷害所得総合保険、所得補償保険、積立所得補償保険、団体長期障害所得補償保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
*口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
*告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
*損保ジャパンまたは取扱代理店は告知受領権を有しています。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に過去の傷病歴、現在の健康状態等について損保ジャパンに告知していただいた内容が不正確であることが判明した場合は、「告知義務違反」としてご契約が解除になることがあります。また、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年を経過していても、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※)からその日を含めて1年以内に「保険金の支払事由」が発生していた場合は、ご契約が解除になることがあります。
(※) 保険金額の増額 (特定疾病等対象外特約の削除を含みます。) 等補償を拡大した場合はその補償を拡大した時をいいます。
 - ・「告知義務違反」によりご契約が解除になった場合、「保険金の支払事由」が発生しているときであっても、保険金をお支払いできません。ただし、「保険金の支払事由」と「解除原因となった事実」に因果関係がない場合は、保険金をお支払いします。
- 次の場合にも、保険金をお支払いできないことがあります。この場合、ご加入初年度の保険期間の開始時からの経過年数は問いません。
 - ・ご契約者が保険金を不法に取得する目的または第三者に保険金を不法に取得させる目的をもって契約した場合
 - ・ご契約者、被保険者または保険金を受け取るべき方の詐欺または強迫によって損保ジャパンが契約した場合 など
- 告知書で告知していただいた内容により、ご加入をお断りする場合があります。
- ご加入後や保険金のご請求の際に、告知内容について確認することがあります。
- 継続加入の場合において、保険金額の増額 (特定疾病等対象外特約の削除を含みます。) 等補償を拡大するときも、過去の傷病歴、現在の健康状態等について告知していただく必要があります。なお、事実を告知しなかったとき、または事実と異なることを告知されたときは、補償を拡大した部分について、解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)より前に発病^(※2)した疾病・発生した事故による傷害を原因とする就業不能 (保険金の支払事由) に対しては、正しく告知してご加入された場合であっても、保険金をお支払いできません。ただし、ご加入初年度の保険期間の開始時^(※1)からその日を含めて1年を経過した後に就業不能 (保険金の支払事由) が生じた場合は、その就業不能 (保険金の支払事由) についてはお支払いの対象となる場合があります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

- (※1) 継続時に新たに補償を拡大する特約を追加された場合は、追加された特約についてはそのセットした日をいいます。
- (※2) 医師の診断による発病の時をいいます。ただし、その疾病の原因として医学上重要な関係がある疾病が存在する場合は、その医学上重要な関係がある疾病の発病の時をいいます。また、先天性異常については、医師の診断により初めて発見された時をいいます。
- (注) 特別な条件付き(「特定疾病等対象外特約」セット)でご加入いただいている場合は、上記に関わらず、補償対象外とする疾病群については、全保険期間補償対象外となります。

3. ご加入後における留意事項（通知義務等）

- 専用WEB画面記載の職業または職務を変更された場合（職業または職務をやめられた場合を含みます。）は、ご契約者または被保険者には、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知いただく義務（通知義務）があります。
 - 変更前と変更後の職業または職務に対して適用される保険料に差額が生じる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。追加保険料のお支払いがなかった場合やご通知がなかった場合は、ご契約を解除することや、保険金を削減してお支払いすることがあります。
 - 変更後の職業または職務により、ご契約内容を変更していただくことがあります。詳しい内容につきましては取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- (注) 家事従事者特約をセットされた場合において、新しくお仕事を始められたときは、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
- 専用WEB画面記載の住所または通知先を変更された場合は、ご契約者または被保険者は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。
 - 直前12か月における被保険者の所得の平均月間額が著しく減少した場合は、取扱代理店または損保ジャパンまでご通知ください。保険金額の設定の見直しについてご相談ください。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
 - 次の場合、お支払いする保険金が減額されることがあります。
 - ① 他の身体障害（病気またはケガ）の影響等があった場合
 - ② 職業を変更された場合の通知と、それに伴う追加保険料のお支払いがなかった場合
 - ③ 専用WEB画面に記入された年齢に誤りがあり、追加保険料のお支払いが必要となる場合
 - ④ 他の保険契約等がある場合

など

＜被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について＞

- 被保険者は、この保険契約（その被保険者に係る部分にかぎり）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。

＜重大事由による解除等＞

- 保険金を支払わせる目的で身体障害を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

* 中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の当月25日（15日過ぎの受付分は翌月25日）に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 保険金支払事由に該当した場合（就業不能が発生した場合等）は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご通知ください。保険金支払事由に該当した日（就業不能期間が開始した日等）からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 保険金のご請求にあたっては、以下に掲げる書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例	
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票	など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	傷害状況報告書、就業不能状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書	など
③	就業不能の程度、損害の額、損害の程度および損害の範囲等が確認できる書類	①被保険者の身体の傷害または疾病に関する事故、他人の身体の障害に関する賠償事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票、災害補償規定、補償金受領書 ②他人の財物の損壊に関する賠償事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書	など
④	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書	など
⑤	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書	など
⑥	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書	など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 就業不能期間が1か月以上継続する場合は、お申し出によって、1か月以上の月単位により保険金の内払を行います。その場合、上記の書類のほか、就業不能が継続していることを証明する書類を提出してください。

(注2) 身体障害の内容ならびに就業不能の状況および程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注3) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求することができます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

- 前記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 病気やケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- 保険金のご請求にあたっては、身体障害に対する医師（被保険者が医師の場合は被保険者以外の医師）の治療を受けている必要があります。
- 初年度加入および継続加入の保険期間を通算して1,000日分の保険金をお支払いした場合、継続加入をお断りすることがあります。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退（解約）される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退（解約）に際しては、既経過期間（保険期間の初日からすでに過ぎた期間）に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退（解約）に際して、返れい金のお支払いはありません。中途脱退（解約）の場合は、無事故戻し返れい金はお支払いできません。

- ご加入後、被保険者が死亡された場合、または保険金をお支払いする就業不能の原因となった身体障害以外の原因によって、所得を得ることができないかなる業務にも従事しなくなった、もしくは従事できなくなった場合は、その事実が発生した時にその被保険者に係る部分についてご契約は効力を失います。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社（幹事）	86%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	10%
東京海上日動火災保険株式会社	4%

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づきご契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険は損害保険契約者保護機構の補償対象となりますので、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の9割までが補償されます。

10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
- 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。

申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

ご加入に際して特にご確認いただきたい事項や、ご加入者にとって不利益になる事項等、特にご注意ください事項を記載しています。

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合				
賠償責任 (注) (続き)	〈前ページの続きです〉	〈前ページの続きです〉 (※) ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートを除きます。なお、ゴルフ場敷地内におけるゴルフカートの損壊による賠償責任の場合、ゴルフカートに存在する欠陥、磨滅、腐し、さびその他の自然消耗または故障損害に対しては保険金をお支払いできません。				
身体傷害	ゴルフ場敷地内において、ゴルフの練習、競技または指導（これらに付随してゴルフ場敷地内で通常行われる更衣、休憩、食事、入浴等の行為を含みます。）中に、急激かつ偶然な外来の事故により被保険者自身がケガをされた場合に、保険金をお支払いします。	①故意または重大な過失に起因するケガ ②自殺行為、犯罪行為または闘争行為に起因するケガ ③脳疾患、疾病または心神喪失に起因するケガ ④戦争、外国の武力行使、暴動、核燃料物質等によるもの ⑤地震、噴火または津波に起因するケガ ⑥頸（けい）部症候群（いわゆる「むちうち症」）、腰痛等で医学的他覚所見 ^(※) のないもの				
	<table><tr><td>①死亡保険金</td><td>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。</td></tr><tr><td colspan="2">死亡保険金の額＝保険金額の全額</td></tr></table>	①死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。	死亡保険金の額＝保険金額の全額		(※)「医学的他覚所見」とは、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査等により認められる異常所見をいいます。
	①死亡保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に死亡された場合、保険金額の全額をお支払いします。ただし、すでに後遺障害保険金をお支払いしている場合は、その金額を差し引いてお支払いします。				
	死亡保険金の額＝保険金額の全額					
	<table><tr><td>②後遺障害保険金</td><td>事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。</td></tr><tr><td colspan="2">後遺障害保険金の額＝ 保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）</td></tr></table>	②後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。	後遺障害保険金の額＝ 保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）		
②後遺障害保険金	事故の発生の日からその日を含めて180日以内に後遺障害が生じた場合、その程度に応じて保険金額の4%～100%をお支払いします。ただし、お支払いする後遺障害保険金の額は、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。					
後遺障害保険金の額＝ 保険金額×後遺障害の程度に応じた割合（4%～100%）						
<table><tr><td>③入院保険金</td><td>入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。</td></tr><tr><td colspan="2">入院保険金の額＝ 保険金額×1.5/1,000×入院日数(事故の発生の日から180日以内)</td></tr></table>	③入院保険金	入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。	入院保険金の額＝ 保険金額×1.5/1,000×入院日数(事故の発生の日から180日以内)			
③入院保険金	入院された場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の入院日数に対し、1日につき保険金額の1,000分の1.5を乗じた金額をお支払いします。					
入院保険金の額＝ 保険金額×1.5/1,000×入院日数(事故の発生の日から180日以内)						
<table><tr><td>④通院保険金</td><td>通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。</td></tr><tr><td colspan="2">通院保険金の額＝ 保険金額×1.0/1,000× 通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)</td></tr></table>	④通院保険金	通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。	通院保険金の額＝ 保険金額×1.0/1,000× 通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)			
④通院保険金	通院され、医師の治療を受けた場合、事故の発生の日からその日を含めて180日以内の通院日数に対し、90日を限度として、1日につき保険金額の1,000分の1.0を乗じた金額をお支払いします。ただし、入院保険金をお支払いするべき期間中の通院に対しては、通院保険金をお支払いしません。					
通院保険金の額＝ 保険金額×1.0/1,000× 通院日数(事故の発生の日から180日以内の90日限度)						
(注1) 通院されない場合であっても、骨折、脱臼、靱帯損傷等のケガをされた部位(脊柱、肋骨、胸骨、長管骨等)を固定するために医師の指示によりギブス等 ^(※) を常時装着したときはその日数について通院したものとみなします。 (※) ギブス、ギブスシーネ、ギブスシャーレ、シーネその他これらと同程度に固定することができるものをいい、胸部固定帯、胸骨固定帯、肋骨固定帯、軟性コルセット、サポーター等は含みません。 (注2) 通院保険金の支払いを受けられる期間中に新たに他のケガをされた場合であっても、重複して通院保険金をお支払いしません。						
ゴルフ用品 (注)	ゴルフ場敷地内において、ゴルフ用品について次の①または②の事由により生じた損害に対して、時価 ^(※) を基準に算出した損害の額をお支払いします。ただし、保険期間を通じ、保険金額を限度とします。 ①ゴルフ用品の盗難（ただし、ゴルフボールの盗難については、他のゴルフ用品と同時に生じた場合にかぎりません。） ②ゴルフクラブの破損または曲損 (※)「時価」とは、同等なものを新たに購入するのに必要な額から使用や経過年月による消耗分を差し引いて現在の価値として算出した金額をいいます。修理が可能な場合は、保険金額を限度として、時価額または修繕費のいずれか低い方でお支払いします。 (注) ゴルフクラブ以外のゴルフ用品の破損または曲損は、保険金お支払いの対象となりません。	①故意または重大な過失によって生じた損害 ②自然の消耗または性質による変質その他類似の事由によって生じた損害 ③置き忘れまたは紛失によって生じた損害 ④戦争、外国の武力行使、革命、政権奪取、内乱、武装反乱その他これらに類似の事変または暴動によって生じた損害 ⑤地震、噴火、洪水、津波またはこれらに類似の自然変象によって生じた損害 ⑥ゴルフボールのみの盗難によって生じた損害 など				
ホールインワン・ アルバトロス費用 (注)	日本国内にあるゴルフ場 ^(※1) においてゴルフ競技 ^(※2) 中にホールインワンまたはアルバトロスを行った場合に、被保険者が慣習として以下①から⑤までの費用を負担することによって被る損害に対して、保険金額を限度に保険金をお支払いします。また、保険金をお支払いした場合においても、保険金額は減額しません。 ①贈呈用記念品購入費用（現金、商品券等を除きます。） ②祝賀会費用 ^(※3) ③ゴルフ場に対する記念植樹費用 ④同伴キャディに対する祝儀 ⑤その他慣習として負担することが適当であると社会通念上認められる費用（保険金額の10%を限度とします。） 〈次ページへ続きます〉	①ゴルフ場の経営者または使用人（臨時雇いを含みます。）がその経営または勤務するゴルフ場で行ったホールインワンまたはアルバトロス ②ゴルフの競技または指導を職業としている方の行ったホールインワンまたはアルバトロス ③日本国外で行ったホールインワンまたはアルバトロス など 〈次ページへ続きます〉				

補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】(続き)

	保険金をお支払いする主な場合	保険金をお支払いできない主な場合
ホールインワン・アルバトロス費用 (注) (続き)	〈前ページの続きです〉 (※1) この特約における「ゴルフ場」とは、日本国内に所在するゴルフ競技を行うための施設で、9ホール以上を有し、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (※2) この特約における「ゴルフ競技」とは、ゴルフ場において、他の競技者1名以上と同伴し(ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、他の競技者の同伴の有無は問いません。)、基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)、または基準打数(パー)35以上の9ホール(ハーフ)を含む18ホールを正規にラウンドすることをいいます。 (※3) 「祝賀会費用」とは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から3か月以内に開催された祝賀会に要する費用をいいます。なお、祝賀会としてゴルフ競技を行う場合において、被保険者から損保ジャパンにゴルフ競技を行う時期について告げ、損保ジャパンがこれを認めたときは、ホールインワンまたはアルバトロスを行った日から1年以内に開催されたゴルフ競技に必要な費用を含めることができます。 (注1) ホールインワン・アルバトロス費用は、アマチュアの方のみお引き受けできます(ゴルフの競技または指導を職業・職務として行う方はお引受けの対象外となります。) (注2) ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうち最も高い保険金額となります。 ★ご注意ください! キャディを使用しないセルフプレー中に達成したホールインワンまたはアルバトロスについては、<u>原則として保険金のお支払いの対象となりません。</u>ただし、以下①から④までのいずれかを満たすときにかぎりお支払いの対象となります。 ①そのゴルフ場の使用人が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ②会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技に参加している間のホールインワンまたはアルバトロスで、その公式競技の参加者または競技委員が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 ③ビデオ映像(ビデオ撮影機器による映像で、日時、場所、ゴルファーの個別確認等が可能なるもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎり、提出できる場合 ④同伴競技者以外の第三者(※)が目撃しており、署名・捺印された証明書が得られる場合 (※) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。	〈前ページの続きです〉

(注) 補償内容が同様のご契約^(※1)が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください^(※2)。

(※1) 賠償責任保険の他、傷害保険・火災保険・自動車保険などにセットされる特約や他社のご契約を含みます。

(※2) 1契約のみに補償・特約をセットした場合、ご契約を解約したときや、家族状況の変化(同居から別居への変更等)により被保険者が補償の対象外になったときなどは、補償がなくなることがありますので、ご注意ください。

その他ご注意いただきたいこと

保険金額は、高額療養費制度等の公的保険制度を踏まえ設定してください。

公的保険制度の概要につきましては、金融庁のホームページ(<https://www.fsa.go.jp/ordinary/insurance-portal.html>)等をご確認ください。

用語のご説明

用 語	用語の定義
ゴ ル フ 場	ゴルフの練習または競技を行う施設で、施設の利用について料金を徴するものをいいます。 (注) ホールインワン・アルバトロス費用補償特約における「ゴルフ場」の定義については、ホールインワン・アルバトロス費用の補償内容をご確認ください。
ゴ ル フ 場 敷 地 内	囲いの有無を問わず、ゴルフ場として区画された場所およびこれに連続した土地をいい、駐車場および更衣室等の付属施設を含み、宿泊施設のために使用される部分を除きます。
ゴルフ用品	ゴルフクラブ、ゴルフボールその他のゴルフ用に設計された物および被服類ならびにそれらを収容するバッグ類をいいます。ただし、時計、宝石、貴金属、財布、ハンドバッグ等の携行品を含みません。
目 撃	ホールインワンの場合は、被保険者が第1打で打ったボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。アルバトロスの場合は、被保険者が基準打数(パー)より3つ少ない打数で打った最終打のボールがホール(球孔)に入ることを、その場で確認することをいいます。
免 責 金 額	支払保険金の算出にあたり、損害の額から控除する自己負担額をいいます。
傷害(ケガ)	急激かつ偶然な外来の事故によって被った身体の傷害をいい、この傷害には、身体外部から有毒ガスまたは有毒物質を偶然かつ一時に吸入、吸収または摂取した場合に生ずる中毒症状を含みます。ただし、細菌性食中毒およびウイルス性食中毒は含みません。 ・急激とは、突発的に発生することであり、ケガの原因としての事故がゆるやかに発生するのではなく、原因となった事故から結果としてのケガまでの過程が直接的で時間的間隔のないことを意味します。 ・偶然とは、「原因の発生が偶然である」「結果の発生が偶然である」「原因・結果とも偶然である」のいずれかに該当する予知されない出来事をいいます。 ・外来とは、ケガの原因が被保険者の身体の外からの作用によることをいいます。 (注) 靴ずれ、車酔い、熱中症、しもやけ等は、「急激かつ偶然な外来の事故」に該当しません。
親 族	6親等内の血族、配偶者または3親等内の姻族をいいます。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）

1. クーリングオフ

この保険は団体契約であり、クーリングオフの対象とはなりません。

2. ご加入時における注意事項（告知義務等）

- ご加入の際は、専用WEB画面の記載内容に間違いがないか十分ご確認ください。
- 専用WEB画面にご記入いただく内容は、損保ジャパンが公平な引受判断を行ううえで重要な事項となります。
- ご契約者または被保険者には、告知事項^(※)について、事実を正確にご回答いただく義務（告知義務）があります。
（※）「告知事項」とは、危険に関する重要な事項のうち、専用WEB画面の記載事項とすることによって損保ジャパンが告知を求めたものをいい、他の保険契約等に関する事項を含みます。
〈告知事項〉この保険における告知事項は、次のとおりです。
★他の保険契約等^(※)の加入状況
（※）「他の保険契約等」とは、ゴルフ保険、個人賠償責任保険等、この保険契約の全部または一部に対して支払責任が同じである他の保険契約または共済契約をいいます。
＊口頭でお話し、または資料提示されただけでは、告知していただいたことにはなりません。
＊告知事項について、事実を記入しなかった場合または事実と異なることを記入された場合は、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 身体傷害補償の死亡保険金をお支払いする場合は、被保険者の法定相続人にお支払いします。身体傷害補償の死亡保険金受取人について特定の方を定める場合は、所定の方法により被保険者の同意の確認手続きが必要です。

3. ご加入後における留意事項

- 専用WEB画面記載の住所または通知先を変更された場合は、遅滞なく取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
 - ご加入内容の変更を希望される場合は、あらかじめ取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。また、ご加入内容の変更に伴い保険料が変更となる場合は、所定の計算により算出した額を返還または請求します。
（注）ホールインワン・アルバトロス費用を補償するご契約の場合において、ゴルフの競技または指導を職業・職務として行うこととなったときは、その方が行ったホールインワンまたはアルバトロスに対しては保険金をお支払いできませんので、ご加入内容の変更について取扱代理店または損保ジャパンまでご連絡ください。
 - 団体から脱退される場合は、必ずご加入の窓口にお申し出ください。
- 〈被保険者による解除請求（被保険者離脱制度）について〉
- 被保険者は、ケガの補償に関する部分（その被保険者に係る部分にかぎります。）を解除することを求めることができます。お手続き方法等につきましては、取扱代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
 - 保険金の請求状況や被保険者のご年齢等によっては、ご継続をお断りすることや、ご継続の際に補償内容を変更させていただくことがあります。あらかじめご了承ください。
- 〈重大事由による解除等〉
- 保険金を支払わせる目的で損害等を生じさせた場合や保険契約者、被保険者または保険金受取人が暴力団関係者、その他の反社会的勢力に該当すると認められた場合などは、ご契約を解除することや、保険金をお支払いできないことがあります。
- 〈他の身体障害または疾病の影響〉
- すでに存在していたケガや後遺障害、病気の影響などにより、保険金をお支払いするケガの程度が重くなったときは、それらの影響がなかったものとして保険金をお支払いします。

4. 責任開始期

保険責任は保険期間初日の午後4時に始まります。

＊中途加入の場合は、毎月15日までの受付分は受付日の当月25日（15日過ぎの受付分は翌月25日）に保険責任が始まります。

5. 事故がおきた場合の取扱い

- 事故が発生した場合（ホールインワン・アルバトロス費用補償については、ホールインワンまたはアルバトロスを行った場合）は、ただちに損保ジャパンまたは取扱代理店までご連絡ください。事故の発生の日からその日を含めて30日以内にご通知がない場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
- 被保険者が法律上の賠償責任を負担される事故が発生した場合は、必ず損保ジャパンにご相談のうえ、交渉をおすすめください。事前に損保ジャパンの承認を得ることなく賠償責任を認めたり、賠償金をお支払いになったりした場合は、保険金の全額または一部をお支払いできないことがあります。
（注）この保険には示談交渉サービスはありません。相手の方との示談につきましては、損保ジャパンにご相談いただきながら被保険者ご自身で交渉をすすめていただくことになります。
- ゴルフ用品の損害の場合は、修理前に損保ジャパンにご相談ください。なお、ゴルフ用品の盗難の場合は、警察署に届け出ていただく必要があります。
- 保険金のご請求にあたっては、次の書類のうち、損保ジャパンが求めるものを提出してください。

	必要となる書類	必要書類の例
①	保険金請求書および保険金請求権者が確認できる書類	保険金請求書、印鑑証明書、戸籍謄本、委任状、代理請求申請書、住民票 など
②	事故日時・事故原因および事故状況等が確認できる書類	事故状況報告書、事故証明書、メーカーや修理業者等からの原因調査報告書 など
③	被保険者が損害賠償責任を負担することが確認できる書類	示談書 ^(※) 、判決書(写)、調停調書(写)、和解調書(写)、相手の方からの領収書、承諾書 など

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

	必要となる書類	必要書類の例
④	保険の対象の価額、損害の額、損害の程度および損害の範囲、復旧の程度等が確認できる書類	①他人の身体の障害に関する賠償事故、被保険者の身体の傷害に関する事故の場合 死亡診断書(写)、死体検案書(写)、診断書、診療報酬明細書、入院通院申告書、治療費領収書、診察券(写)、運転免許証(写)、レントゲン(写)、所得を証明する書類、休業損害証明書、源泉徴収票 など ②他人の財物の損壊に関する賠償事故、ゴルフ用品等に関する事故の場合 修理見積書、写真、領収書、図面(写)、被害品明細書、賃貸借契約書(写)、売上高等営業状況を示す帳簿(写) など ③ホールインワンまたはアルバトロスを達成した場合 ホールインワン・アルバトロス証明書、アテスト済スコアカード(写)、贈呈用記念品購入費用領収書、祝賀会費用領収書 など
⑤	保険の対象であることが確認できる書類	売買契約書(写)、保証書 など
⑥	公の機関や関係先等への調査のために必要な書類	同意書 など
⑦	損保ジャパンが支払うべき保険金の額を算出するための書類	他の保険契約等の保険金支払内容を記載した支払内訳書 など

(※) 保険金は、原則として被保険者から相手の方へ賠償金を支払った後にお支払いします。

(注1) 事故の内容または損害の額およびケガの程度等に応じ、上記以外の書類もしくは証拠の提出または調査等にご協力いただくことがあります。

(注2) 被保険者に保険金を請求できない事情がある場合は、ご親族のうち損保ジャパン所定の条件を満たす方が、代理人として保険金を請求できることがあります。

- 上記の書類をご提出いただく等、所定の手続きが完了した日からその日を含めて30日以内に、損保ジャパンが保険金をお支払いするために必要な事項の確認を終え、保険金をお支払いします。ただし、特別な照会または調査等が不可欠な場合は、損保ジャパンは確認が必要な事項およびその確認を終えるべき時期を通知し、お支払いまでの期間を延長することがあります。詳しい内容につきましては、損保ジャパンまでお問い合わせください。
- ケガをされた場合等は、この保険以外の保険でお支払いの対象となる可能性があります。また、ご家族の方が加入している保険がお支払対象となる場合もあります。損保ジャパン・他社を問わず、ご加入の保険証券等をご確認ください。
- ホールインワン・アルバトロス費用保険金の請求に際して、以下の証明書類の提出が必要となります。

1. 証明書

同伴競技者1名^(※1)、補助者としてついたゴルフ場所属のキャディ1名^(※2)およびゴルフ場責任者の署名・捺印をした損保ジャパン所定の証明書

2. 費用支払を証明する書類

3. アテスト済のスコアカード(写)

その他必要書類については、損保ジャパンよりその都度連絡させていただきます。

(※1) ゴルフ場が主催または共催する公式競技の場合は、同伴競技者1名の署名・捺印は不要です。

(※2) ゴルフ場所属のキャディを補助者として使用しなかった場合は、①～③のいずれかの方に損保ジャパン所定の証明書に署名・捺印をいただくか、もしくは④を提出いただくことが必要です。

①被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃したゴルフ場従業員^(※3)

②被保険者が会員となっているゴルフ場が主催または共催する公式競技で、被保険者のホールインワンまたはアルバトロスの達成を目撃したその公式競技の参加者または競技委員

③同伴競技者以外の第三者^(※4)が被保険者のホールインワンまたはアルバトロスを目撃している場合はその第三者

④ビデオ映像(ビデオ撮影の日時、場所、ゴルフ場の個別確認が可能なもので、第1打からボールがホール(球孔)に入るまで連続した映像のものにかぎります。)

(※3) そのゴルフ場に直接雇用されている従業員、パート・アルバイトまたは派遣社員のことをいいます。

(※4) 例えば、前または後の組のプレーヤー、そのゴルフ場の従業員ではないがショートホールで開催している「ワンオンチャレンジ」等の企画に携わるイベント会社の社員、またはゴルフ場に入出入りする造園業者、飲食料運搬業者、工事業者をいいます。

6. 保険金をお支払いできない主な場合

本パンフレットの補償の内容【保険金をお支払いする主な場合とお支払いできない主な場合】をご確認ください。

7. 中途脱退と中途脱退時の返れい金等

この保険から脱退(解約)される場合は、ご加入の窓口にご連絡ください。脱退(解約)に際しては、既経過期間(保険期間の初日からすでに過ぎた期間)に相当する月割保険料をご精算いただきます。なお、脱退(解約)に際して、返れい金のお支払いはありません。

8. 複数の保険会社による共同保険契約の締結

この保険契約は複数の保険会社による共同保険契約であり、引受保険会社は各々の引受割合に応じて連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。幹事保険会社は、他の引受保険会社を代理・代行して保険料の領収、保険証券の発行、保険金支払その他の業務または事務を行っております。

引受保険会社	引受割合
損害保険ジャパン株式会社(幹事)	86%
あいおいニッセイ同和損害保険株式会社	10%
東京海上日動火災保険株式会社	4%

9. 保険会社破綻時の取扱い

引受保険会社が経営破綻した場合または引受保険会社の業務もしくは財産の状況に照らして事業の継続が困難となり、法令に定める手続きに基づき契約条件の変更が行われた場合は、ご契約時にお約束した保険金・解約返れい金等のお支払いが一定期間凍結されたり、金額が削減されることがあります。この保険については、ご契約者が個人、小規模法人(経営破綻時に常時使用する従業員等の数が20名以下である法人をいいます。)またはマンション管理組合(以下「個人等」といいます。)である場合にかぎり、損害保険契約者保護機構の補償対象となります。補償対象となる保険契約については、引受保険会社が経営破綻した場合は、保険金・解約返れい金等の8割まで(ただし、破綻時から3か月までに発生した事故による保険金は全額)が補償されます。なお、ご契約者が個人等以外の保険契約であっても、その被保険者である個人等がその保険料を実質的に負担すべきこととされているもののうち、その被保険者にかかる部分については、上記補償の対象となります。

ご加入に際して、特にご注意いただきたいこと（注意喚起情報のご説明）（続き）

10. 個人情報の取扱いについて

- 保険契約者（団体）は、本契約に関する個人情報を、損保ジャパンに提供します。
 - 損保ジャパンは、本契約に関する個人情報を、本契約の履行、損害保険等損保ジャパンの取り扱う商品・各種サービスの案内・提供、等を行うために取得・利用し、その他業務上必要とする範囲で、業務委託先、再保険会社、等（外国にある事業者を含みます。）に提供等を行う場合があります。また、契約の安定的な運用を図るために、加入者および被保険者の保険金請求情報等を契約者に対して提供することがあります。なお、保健医療等のセンシティブ情報（要配慮個人情報を含みます。）の利用目的は、法令等に従い、業務の適切な運営の確保その他必要と認められる範囲に限定します。個人情報の取扱いに関する詳細（国外在住者の個人情報を含みます。）については損保ジャパン公式ウェブサイト（<https://www.sompo-japan.co.jp/>）をご覧ください。取扱い代理店または損保ジャパンまでお問い合わせください。
- 申込人（加入者）および被保険者は、これらの個人情報の取扱いに同意のうえご加入ください。

【ご加入内容確認事項】

本確認事項は、万一の事故の際にお客さまに安心して保険をご利用いただくために、ご加入いただく保険商品がお客さまのご意向に沿っていること、ご加入いただくうえで特に重要な事項を正しくご記入いただいていること等をお客さまご自身に確認していただくためのものです。

お手数ですが、以下の事項について、再度ご確認ください。

なお、ご確認にあたりご不明な点がございましたら、パンフレットに記載の問い合わせ先までご連絡ください。

1. 保険商品の次の補償内容等が、お客さまのご意向に沿っているかをご確認ください。

- ☐ 補償の内容（保険金の種類）、セットされる特約
- ☐ 保険金額
- ☐ 保険期間
- ☐ 保険料、保険料払込方法
- ☐ 満期返れい金・契約者配当金がないこと

もう一度
ご確認ください



2. ご加入いただく内容に誤りがないかをご確認ください。

以下の項目は、保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。

内容をよくご確認ください（告知事項について、正しく告知されているかをご確認ください。）。

- ☐ パンフレットに記載の「他の保険契約等」について、正しく告知されているかをご確認いただきましたか。
- ☐ 以下の【補償重複についての注意事項】をご確認いただきましたか。

【補償重複についての注意事項】

補償内容が同様のご契約が他にある場合は、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故については、どちらのご契約からでも補償されますが、いずれか一方のご契約からは保険金が支払われない場合があります。ご加入にあたっては、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、補償・特約の要否をご判断ください。

「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットしたプランにご加入になる場合のみ、ご確認ください。

- ☐ 「ホールインワン・アルバトロス費用補償特約」をセットされる場合、他のホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険にご加入の場合の以下の【注意事項】をご確認いただきましたか。

【注意事項】

ホールインワン・アルバトロス費用を補償する保険を複数ご契約されても、保険金のお支払限度額は、それらのご契約のうちで最も高い保険金額となります。

「傷害総合保険（普通傷害プラン）」にご加入になる方のみご確認ください

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。

職種級別	職業・職種
A級	下記以外
B級	木・竹・草・つる製品製造作業、漁業作業、建設作業（高所作業の有無を問いません。）、採鉱・採石作業、自動車運転者（バス・タクシー運転者、貨物自動車運転者等を含むすべての自動車運転者）、農林業作業
※1 オートテスター、オートバイ競争選手、自転車競争選手、自動車競争選手、猛獣取扱者（動物園の飼育係を含みます。）、モーターボート競争選手の方等は上表の分類と保険料が異なります。	
※2 プロボクサー、プロレスラー、力士、ローラーゲーム選手（レフリーを含みます。）の方等についてはお引き受けできません。	

「傷害総合保険（家族型）」にご加入になる方のみご確認ください

- ☐ 被保険者の範囲についてご確認ください。

「所得補償保険」にご加入になる方のみご確認ください

- ☐ 職種級別はご加入いただくご契約において保険料を正しく算出したり、保険金を適切にお支払いしたりする際に必要な項目です。被保険者ご本人の「職種級別」は正しいですか。
- ☐ 所得補償保険における基本補償の保険金額は、ご加入直前12か月における所得の平均月間額の範囲内となっている等、「この保険のあらまし」に記載された設定方法のとおり正しく設定されていますか。

3. お客さまにとって重要な事項（契約概要・注意喚起情報の記載事項）をご確認いただきましたか。

- ☐ 特に「注意喚起情報」には、「保険金をお支払いできない主な場合」等お客さまにとって不利益となる情報や、「告知義務・通知義務」が記載されていますので必ずご確認ください。

MEMO

MEMO

A series of horizontal dashed lines for writing.